

中心市街地拠点整備基本計画 (案)

平成 21 年 12 月
安 城 市

【目次】

《本 編》

1. 基本計画策定の趣旨及び背景について	1
2. 拠点施設の整備計画地について	2
(1) 位置図	2
(2) 安城南明治第二土地区画整理事業	3
3. 本計画の経緯について	4
(1) 中心市街地拠点整備構想策定懇話会の提言	4
(2) 中心市街地拠点整備基本構想	5
(3) 市民ニーズ	7
(4) 中央図書館機能の移転	9
4. 導入機能について	10
(1) 拠点施設のコンセプト及び基本的考え方	10
(2) 導入機能の概念図	11
(3) 拠点施設における各機能と諸室の概要	12
(4) 拠点施設における公共施設部分の機能相関図	14
(5) 拠点施設における“学び”機能	15
(6) 拠点施設における広場機能	17
(7) 拠点施設における民間施設	18
5. 施設計画について	19
(1) 施設計画における基本コンセプト	19
(2) 施設配置計画における配慮事項	20
(3) 配慮事項における計画方針	21
(4) 施設構成及び規模	23
(5) 配置計画案	25
(6) 駐車場・駐輪場	26
(7) 施設計画案【イメージ図】	29
6. 運営計画について	31
(1) 新図書館における管理運営の基本方針	31
(2) 新図書館での業務内容	32
(3) 新図書館での開館日・開館時間帯の設定	32
(4) 新図書館での管理運営体制	33
(5) 新図書館での運営形態と民間事業者の裁量範囲	33
7. 事業手法について	34
(1) 事業手法選定の基本的な考え方	34
(2) 想定される整備パターン	35
8. 事業実施上の課題について	39

《資料編》	41
（１）「中心市街地拠点施設（更生病院跡地）を考える」フォーラムについて	42
（２）安城市新図書館基本計画（案）概要	51
（３）民間事業者ヒアリング（平成２０年度）の結果について	59

1. 基本計画策定の趣旨及び背景について

少子高齢社会の進行に伴い、子どもたちが健やかに育ち、高齢者が健康で生きがいをもって生活できる社会への期待が高まっています。市民要望で上位にあがっている「健康で安心して暮らせるまち」を実現するため、健康づくりの支援と市民の生涯にわたる学習ニーズに応える学習環境づくりが求められています。

また、ＪＲ安城駅を中心とする中心市街地は、大規模商業施設の郊外立地、人口の減少、高齢化の進行、商店街の衰退、更生病院の郊外移転等により、まちのにぎわい、活気が失われてきました。

このような社会情勢の変化を考慮し、また市民代表等で構成された中心市街地拠点整備構想策定懇話会からの提言の趣旨を尊重し、中心市街地活性化用地（更生病院跡地）に、コンセプトを「地域力を育む健康と学びの拠点」とした拠点施設を整備する『中心市街地拠点整備基本構想（以下、「基本構想」という。）』を平成 19 年度に策定しました。

平成 20 年度には、上記の基本構想に基づき、まちのにぎわいを創出し、中心市街地の活性化を図るために拠点施設に必要な導入機能、施設計画、事業手法等を検討し、『中心市街地拠点整備基本計画（素案）（以下、「基本計画素案」という。）』を策定しました。

平成 21 年度は、前年度に策定した基本計画素案について、各方面の意見聴取を行い、いただいた意見を基に基本計画素案を修正し『中心市街地拠点整備基本計画（案）（以下、「基本計画案」という。）』を策定後、パブリックコメントを実施し、中心市街地拠点整備基本計画を決定します。

また、拠点施設での公共施設として整備する図書館機能については『新図書館基本計画（以下、「新図書館計画」という。）』を策定し、本基本計画と合わせ、2 つの計画を基に、中心市街地の活性化を図る拠点施設として位置づけます。

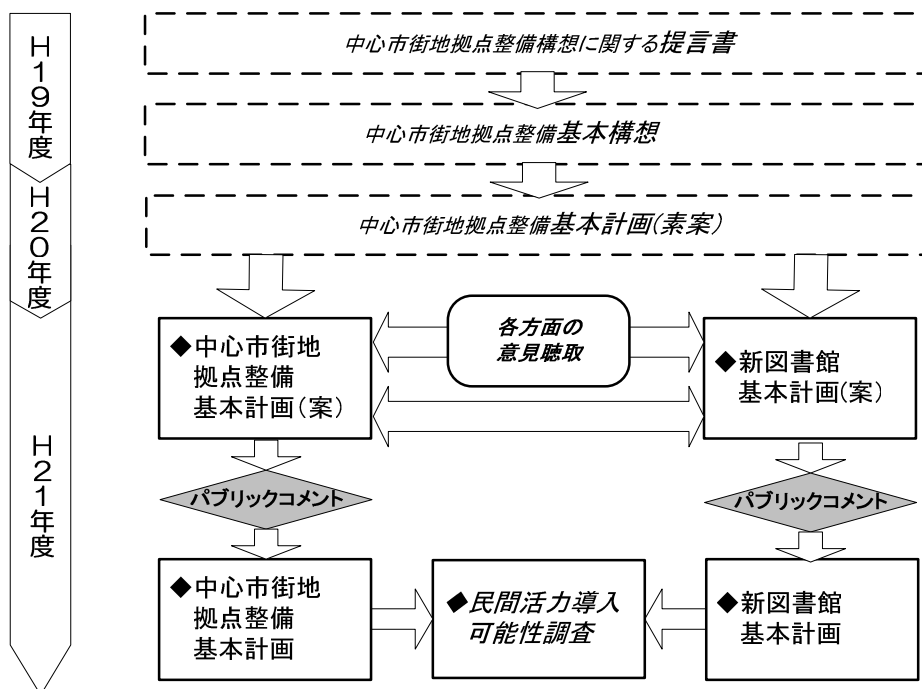


図1 中心市街地拠点施設に関連する計画策定の関係

2. 拠点施設の整備計画地について

(1) 位置図

拠点施設の整備計画地（中心市街地活性化用地）は、J R安城駅から南西へ約 300mの距離にあり、駅と市役所のほぼ中間に位置しています。

計画地北側の一部で都市計画道路安城幸田線に面しており、広域からもアクセスしやすい立地となっていますが、大部分は南側に広がる不整形な敷地となっています。ただし、計画地は、安城南明治第二土地区画整理事業（約 3.3 h a）を施行している区域内に位置することから、区画整理事業によって区画形状を整える必要があります。

なお、計画地は平成 16 年から中心市街地交流広場として開放されており、安城七夕まつりなどのイベント広場として活用されています。



図2 拠点施設の整備計画地

(2) 安城南明治第二土地区画整理事業

安城南明治第二土地区画整理事業は、約 3.3ha の区域で事業が進められ、全域が商業地域（建ぺい率 80%、容積率 400～500%）となっています。また、この事業により最終的な拠点施設の計画地の形状が定められます。

今後は、計画地を中心とした拠点整備を進めると共に、商業地としてふさわしい土地利用を図っていきます。

表1 施行前後の土地利用

項目	施行前		施行後	
	面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)
公共用地	10,271.94	31.32	15,463.57	47.15
宅地	21,961.80	66.96	17,335.26	52.85
測量増	565.09	1.72	—	—
合計	32,798.83	100.00	32,798.83	100.00



図3 設計図

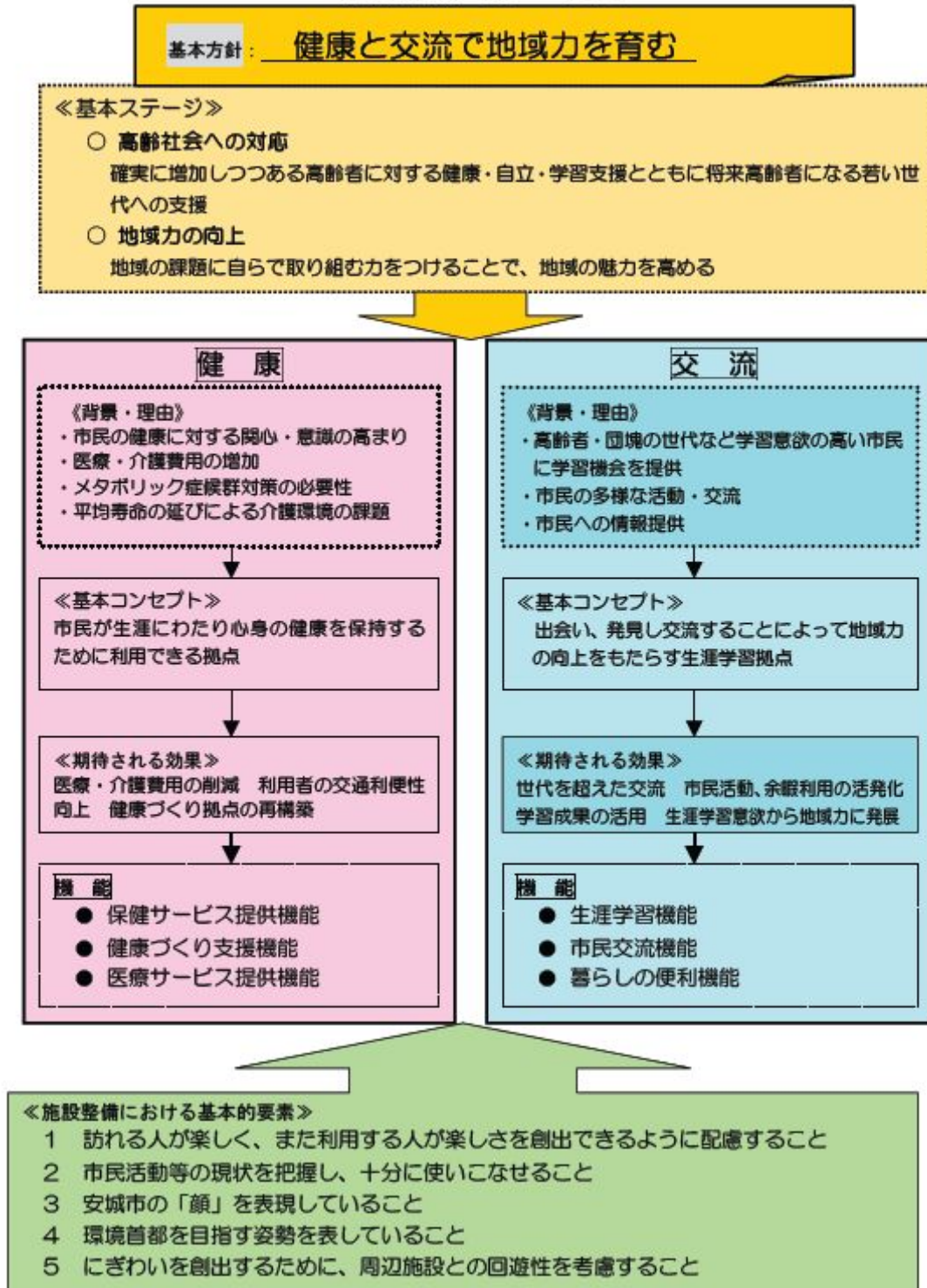
(表1 及び 図3 については、安城南明治第二土地区画整理事業計画の概要より抜粋)

3. 本計画の経緯について

(1) 中心市街地拠点整備構想策定懇話会の提言

平成 19 年中に市民代表等 10 名で構成された中心市街地拠点整備構想策定懇話会が組織され、拠点施設の整備に関する基本となる考え方や方向性、配慮すべき事柄がまとめられ、「中心市街地拠点整備構想に関する提言書(平成 19 年 10 月 29 日)」として下記の内容が安城市長に提示されました。

整備方針イメージ図



(2) 中心市街地拠点整備基本構想

前項で示された中心市街地拠点整備基本構想策定懇話会からの提言を踏まえ、中心市街地の活性化と本市の目指す像「市民とともに育む環境首都・安城」を実現するため、中心市街地拠点整備基本構想を平成20年3月に策定しました。

その主な内容は以下のとおりです。

拠点施設のコンセプト：『地域力を育む健康と学びの拠点』

＊地域力…市民が「地域の課題」に自ら取り組む力をつけること

■ 整備方針

- 市民一人ひとりの生涯にわたる健康づくりを支援するための拠点
- 学びたい人に情報を提供し、その成果が発揮でき、市民の多様な交流が生まれる拠点

■ 整備する施設

「健康づくり支援施設」、「図書館」を核に民間施設、広場を含む複合施設

《健康づくり支援施設》

- ①保健サービス提供機能
 - ・相談できる機会の充実と健康に関する知識を情報発信する拠点
 - ・健康づくりボランティアの育成
- ②健康増進機能
 - ・健診結果に基づいた指導と改善によって健康づくりを支援
- ③子育て総合支援機能
 - ・子育て支援に関する情報の集約
 - ・NPO・ボランティア、関係行政機関との連携により子育てを総合的に支援

健康づくり支援施設のイメージ



図書館のイメージ



《図書館》

- ①資料提供サービス
 - ・図書資料、視聴覚資料等の充実
- ②自己啓発支援サービス
 - ・ビジネス、資格取得等の自己啓発に取り組む市民やグループが学習する場を充実
 - ・インターネットや電子資料の利用を支援
- ③あらゆる人の読書を支援
 - ・高齢者、ハンディキャップを持つ市民、在住外国人の利便性の向上
- ④NPO・ボランティアの活用
 - ・ボランティアの活動・育成を支援

《民間施設・広場》

民間施設は、「健康づくり支援施設」、「図書館」などの公共施設と相乗効果の発揮できる施設や生活利便性の向上が期待できる施設を検討します。

《例》スポーツクラブ、メディカルフィットネスなどの健康サービス施設

クリニック（診療所）などの医療サービス施設

食料品・日用雑貨等小売店や飲食店などの生活サービス施設

広場は交流広場として、また災害時の一時避難地等としての利用も検討します。

【参考：提言書と基本構想で検討された導入機能の関係】

導入機能の基本的な考え方の参考として、提言書(※1)と基本構想で検討された導入機能の関係について、以下に示します。

表2 提言書と基本構想で検討された導入機能の関係

中心市街地拠点整備構想に関する提言書			関係	中心市街地拠点整備基本構想			
機能	内 容	内 容		機能	施設		
健康	保健サービス提供機能	● 市民が生涯にわたって健康でいきいき生活するためには、病気になる前の予防的な取り組みや、赤ちゃんからお年寄りまでライフステージに応じた保健サービスを提供できる場が必要です。		● 相談できる機会の充実と健康に関する知識を情報発信する拠点として健康づくりを推進します。	● 健康づくりボランティアを育成するとともに、活動を通じて人や情報が交流する場とし、協働で健康づくりを展開します。	保健サービス提供機能	健康づくり支援施設
	健康づくり支援機能	● 健康に対する市民の関心・意識が高くなっています。保健サービス提供機能と合わせて運動不足やストレスを解消できる場、地元農産物など安全安心な食の提供など、気軽に健康づくりができる場として、保健センターと連携した取り組みを検討してください。		● 市民の健康維持及び増進の実践が図れるよう、健診結果に基づいた指導と改善を通じて健康づくりを支援します。	健康増進機能		
	医療サービス提供機能	● 市民が健康を維持していくための医療面での指導、ケアやリハビリ、または、ちょっとした病気やけがをした際に、気軽にかかることのできる診療所の設置を検討してください。		● 子育て支援に関する総合窓口として、情報の集約と NPO・ボランティア、関係行政機関との連携により子育てを総合的に支援します。また、子どもの心身の発達を促す一貫した支援を行います。	子育て総合支援機能		
交流	生涯学習機能	● 高齢者や団塊の世代など学習意欲の高い市民が増えています。市民の学習意欲に応え、支援するために図書館等と連携した生涯学習施設の設置が必要です。運営にあたっては、他の生涯学習施設と十分に連携することが効果的です。	● 図書資料、視聴覚資料等を充実し、貸出・返却など窓口事務の迅速化を図ります。また、レファレンスの対応を向上させます。	資料提供サービス	図書館		
	市民交流機能	● 若者からお年寄りまで世代を超えた交流、市民の多様で自由な活動・発表・交流の場が必要です。こうした交流が市民の力を引き出し、地域力を育んでいくと考えます。	● ビジネス、資格取得、能力開発等の自己啓発に取り組む市民やグループが学習・交流する場を充実させます。また、インターネットや電子資料の利用を支援します。	自己啓発支援サービス			
			● 高齢者、ハンディキャップを持つ市民、在住外国人等の利便性を向上させます。	あらゆる人の読書支援			
			● 読み聞かせグループ、図書館友の会などボランティアの活動・育成を支援し、市民主体で読書に親しむ機会をつくります。	ZOO・ボランティアの活用			
	暮らしの便利機能	● 施設を利用する方が「ついでに」寄って用を済ませることができれば、施設の使いやすさが向上し多くの人が訪れるようになります。市民の生活に必要な機能、例えばATMの装置やちょっとした買い物や食事を済ませることができれば便利であると考えます。	● スポーツクラブ、メディカルフィットネス、自然食レストラン など	健康サービス施設	民間		
			● クリニック(診療所)など	医療サービス施設			
● 食料品・日用雑貨等小売店や飲食店 など			生活サービス施設				

●—●：提言書と基本構想の関係（提言内容が基本構想で反映されている部分）。

(3) 市民ニーズ

拠点施設の整備計画地は、安城南明治第二土地区画整理事業区域内に位置することから、本事業の推進によって、家屋の移転など生活上大きな影響をうける周辺住民の方々などがいらっしゃいます。また、中心市街地の活性化に資する拠点施設とするため、地元自営業者や団体だけでなく多くの市民から非常に高い関心が寄せられています。

このことから、本事業の実施にあたっては、それら多くの関係者の協力・理解を得ながら、事業の実現を確実に図ることが必要であるため、市民をはじめとした関係者に広く意見を求めました。

以下に、意見聴取等を行った主な団体を示します。

表3 意見聴取等を行った主な団体

	団体名及び意見聴取日
1	安城市議会まちづくり推進特別委員会からの意見書 (平成 21 年 2 月 10 日)
2	町内会(御幸町内会、本町町内会)説明会における意見 (平成 21 年 5 月 9 日)
3	「中心市街地拠点施設(更生病院跡地)を考えるフォーラム」でのアンケート (平成 21 年 6 月 25 日) 《資料編:43 頁以降》
4	まちづくり Anjo からの要望書 (平成 21 年 7 月 28 日)

特に、平成 21 年 6 月 25 日に開催したフォーラムでは、基本計画素案の説明や中心市街地拠点整備の方向性をテーマに、有識者による基調講演、パネルディスカッションを行い、多数の来場者（パネリスト・事務局を除き 181 名）を迎えるとともに、実施したアンケートでは来場者の約 6 割の方から意見の提出があるなど、本事業に対して非常に高い関心が寄せられています。

寄せられた意見の大半は、本事業に対する期待や応援、あるいは拠点施設をより市民（利用者）の利便性を向上させるための前向きな意見でありましたが、本事業内容に対して市民の理解が不十分であることを指摘する意見や、今後も継続的に説明会の開催を望むなどの積極的な情報提供を求める意見もありました。

①市民ニーズへの対応

フォーラムのアンケート等、いただいた意見の計画への反映方針を以下に示します。

表4 市民ニーズの計画反映方針

意見・要望内容		計画反映方針
公共施設に関するもの	図書館に関するもの	サービス内容に対する意見・要望については、新図書館基本計画策定委員会にて協議・検討により反映させる。
	図書館以外の公共施設に関するもの	庁内における中心市街地拠点整備検討委員会にて協議・検討を行い、対応方針・対応策を決定し、基本計画に反映させる。
民間施設に関するもの		基本的には民間事業者の判断となる。 なお、いただいた意見は、今後予定している市場調査（民間事業者に対するヒアリング）において、その導入可能性について確認し、どのように誘導していくかの判断材料とする。
広場機能に関するもの		いただいた意見を参考に、広場機能の方針を固め、基本計画に反映させる。 なお、詳細な内容については、来年度以降の広場機能を考えるための市民ワークショップにて協議・検討を行う予定とする。

②図書館以外の公共施設に対する市民ニーズ

フォーラムのアンケート及びそれ以外の市民意見において、図書館以外の公共施設に関していただいた意見（導入希望施設）とその反映方針を以下に示します。

表5 図書館以外の「公共施設」に関するもの

図書館以外の公共施設に関して いただいた意見内容（導入機能施設）		計画反映方針
子育て関連	保育・託児施設	◆ 図書館での講座開催中の託児サービス実施など、図書館サービスの枠組みの中で対応する。 ※「<u>新図書館基本計画(案)における乳幼児・児童利用支援機能</u>」に反映させる。
健康・福祉 関連	介護施設 ----- 診療・医療施設 ----- スポーツ施設	◆ 民間事業者の判断とする。(今後予定している市場調査(民間事業者に対するヒアリング)において、その導入可能性について確認。) ※<u>民間施設として積極誘導用途とする。</u> ◆ 保健センターは移転しないこととする。
その他生涯 学習関連	ホール(大・小) ----- カルチャーセンター	◆ ホールの設置については、近隣の公共施設との役割分担を考慮し、図書館における「多目的スペース」の設置で対応する。 ★詳細についてはP16 参照。
駐車場・ 交通関連	地下・平面駐車場 ----- あんくるバス拡充 ----- 自転車利用促進	◆ 駐車場については、民間施設の駐車場も含め、一定程度の規模が必要となる。 ◆ 拠点施設へのあんくるバスの運行ルート変更や便数・運行時間などの拡充についても必要となる。 ★詳細についてはP26 参照。
広場	産直市場	◆ 広場機能としての産直市場の開催については、民間提案に期待するところであるが、公園も含めた内容については、今後予定している広場機能を考えるための市民ワークショップ(地元市民等)によって協議・検討を行う。
飲食関連	カフェ ----- レストラン	◆ カフェ等を含めた飲食関連施設については、民間事業者の判断とする。(今後予定している市場調査(民間事業者に対するヒアリング)において、その導入可能性について確認。) ※<u>民間施設として積極誘導用途とする。</u>
その他	住宅 ----- 市の出張窓口	◆ 拠点施設への住宅導入は今のところ考えていないが、導入の可能性については引続き検討を行う。 ◆ 市の出張窓口は、直近に市役所があるため、今のところ拠点施設への導入は考えていない。

(4) 中央図書館機能の移転

現在の中央図書館は、昭和 60 年の開館後約四半世紀が経過し、下記のような多くの課題を抱えています。

①現在の中央図書館が抱える課題

- 市民ニーズに対応した新たなサービスの展開が必要

少子高齢社会の進行、ライフスタイルの多様化などにより、市民の図書館に対するニーズも多様化しています。そこで、「シニア向け支援」「ビジネス支援」「ヤングアダルト（中高生向け）支援」など、新たなサービスの展開が必要となっています。

- 蔵書収容能力の限界

現図書館の蔵書収容能力は 35 万冊ですが、現在の蔵書数は 38 万冊を越えており、収容能力を大きく上回っています。このため、本来であれば、保存すべき資料の一部も収蔵スペースが不足しているために除籍しています。

- 閲覧席や書架の不足

貸出・返却を中心とする施設であるため、1 階の一般開架閲覧室に机のある席が少ないといった問題があります。また、施設面積の都合上、閲覧席や雑誌・AV 資料（CD・DVD）用書架を増設したり、「館内視聴スペース」、「グループ席」「個人席」などを整備したりすることができません。乳幼児を持つ利用者からの要望が強い「託児室」「授乳室」などの設置も困難です。

- 1 階の受付カウンターの慢性的な混雑

受付カウンターが一般・児童の共用 1 か所のみであるため、平成 20 年 1 月に処理端末を 5 台から 6 台に増設し、自動貸出機を 2 台導入したものの、年々増加する利用者には十分な対応ができず、また、本来業務であるレファレンス（資料相談）への十分な対応も困難となっています。

また、本市における図書館サービスに対しては、新しい時代にふさわしい機能の追加など、市民の生涯にわたる学習ニーズに応える学習環境づくりが求められています。

しかし、現在の中央図書館では、上記の課題のとおり、それらのニーズに応えるスペースの余裕がありません。

また、現位置の中央図書館での増築についても、以下の課題があります。

- 施設の高層化が不可能

現施設の構造では上層への増築は不可能です。

- 増築も 1 方向のみ可能であるが、利用方法を考慮すると不適當

施設の拡張は西・南・北の 3 方を道路に囲まれており、増築ができない状況や、現在駐車場として利用している東側への増築を行った場合は、施設全体のサービス機能の連携や利用者動線の確保が難しくなるといった状況が想定され、市民ニーズに応えたサービス提供を行う施設としては適當でないと考えます。

②新中央図書館の整備

拠点施設に新中央図書館を整備することによって、現中央図書館が抱えている課題の解決が図れるとともに、市民の生涯にわたる学習ニーズに応え、より豊かな地域社会の実現も図れます。また、集客効果の高い図書館が中心市街地に立地することにより、中心市街地の活性化やにぎわいの創出につながる環境を整えます。

4. 導入機能について

(1) 拠点施設のコンセプト及び基本的考え方

平成 19 年度策定の基本構想によって示された「拠点施設のコンセプト」「整備方針」「整備する施設」を基に、平成 20・21 年度において市民ニーズ等の把握に努め、基本的な考え方を定めます。

■上位計画：中心市街地拠点整備基本構想(H20.3)より

拠点施設のコンセプト

● 地域力を育む健康と学びの拠点

地域力…市民が「地域の課題」に自ら取り組む力

整備方針

● 市民一人ひとりの生涯にわたる健康づくりを支援するための拠点

● 学びたい人に情報を提供し、その成果が発揮でき、市民の多様な交流が生まれる拠点

整備する施設

★ 健康づくり支援施設

- 保健サービス提供機能
- 健康増進機能
- 子育て総合支援機能

★ 図書館

- 資料提供サービス
- 自己啓発支援サービス
- あらゆる人の読書を支援
- NPO・ボランティアの活用

★ 民間

- 健康サービス
- 医療サービス
- 生活サービス

★ 広場

庁内関係各課の意向(平成 20 年度)

中央図書館利用者アンケート
(平成 20 年度)

各方面からの意見聴取等(平成 21 年度)

- ・市議会、地元町内会ほか
- ・市民、中央図書館利用者アンケート
- ・中心市街地拠点施設を考えるフォーラム開催及びアンケート
- ・まちづくり Anjo など

拠点施設に対する導入機能の基本的考え方

● 学び（資料・情報提供機能、資料・情報活用支援機能、自己啓発機能、交流促進機能）

暮らし、ビジネス、健康、まちの魅力などの情報があふれ、その情報を通じて幅広い世代の市民が学び、心の豊かさを育む。

● 健やか（健康増進機能、医療サービス機能、交流促進機能）

市民のライフステージに応じた心身の健康づくりについて、様々な主体が連携及び支援し、市民の健康に寄与する。

● 交わり（広場機能、交流促進機能）

子どもから高齢者までの多世代に渡る市民、観光客、自営業者、会社で働く人などの様々な人々が集いにぎわう。

図4 拠点施設のコンセプト及び基本的考え方

(2) 導入機能の概念図

拠点施設の基本的な考え方及び各方面からの意見に基づき、拠点施設における導入機能を検討しました。その導入機能としての概念図は図5のとおりであり、この図における各機能の内容は、主要なものだけを整理・表示しています。

なお、「学び」の各機能の詳細な内容については、15 頁からの「(5) 拠点施設における“学び”機能」で示します。「交わり」「健やか」の詳細な内容については、17 頁の「(6) 拠点施設における広場機能」及び18 頁の「(7) 拠点施設における民間施設」で示します。

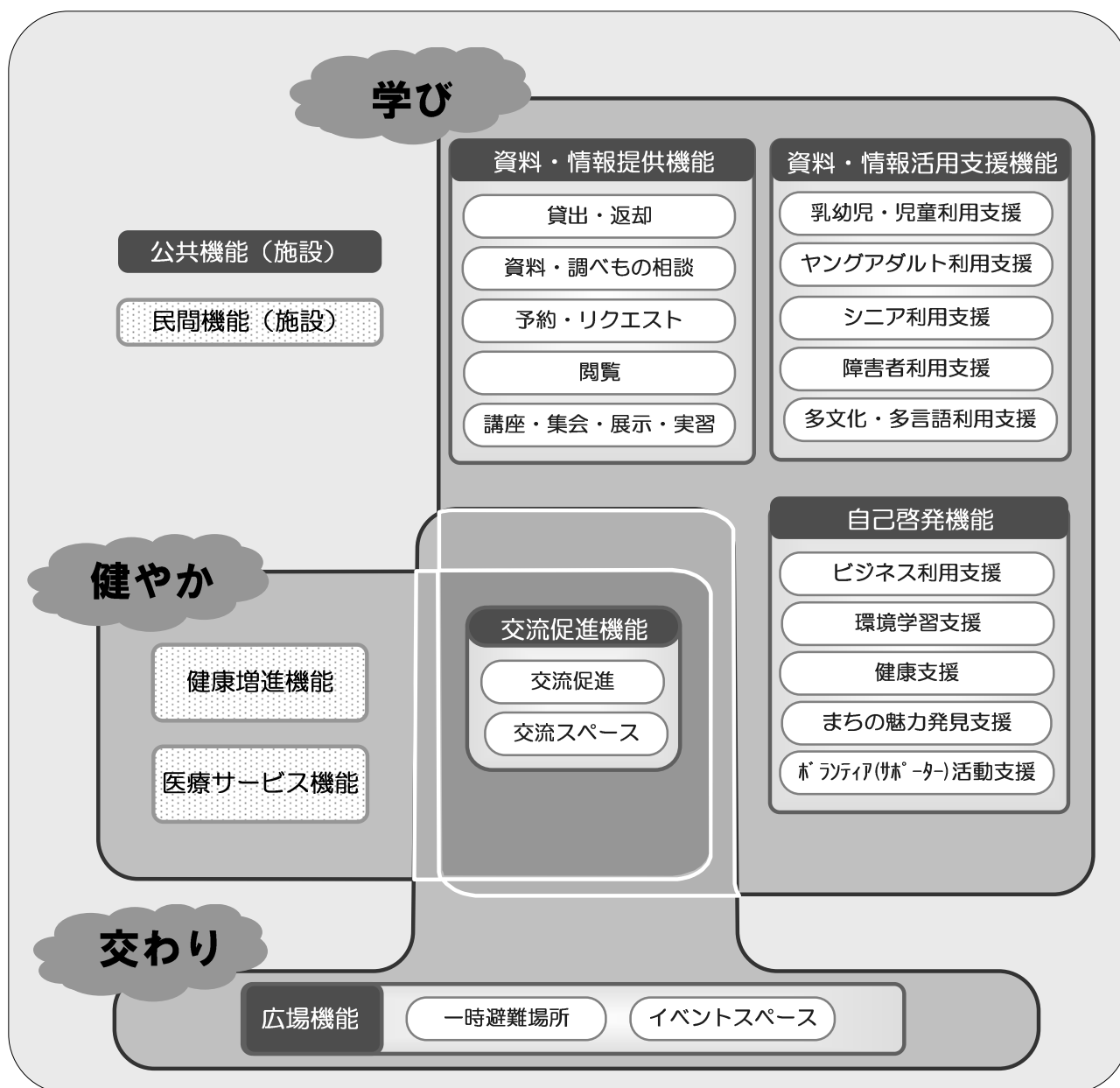


図5 導入機能の概念図

(3) 拠点施設における各機能と諸室の概要

拠点施設の基本的な考え方及び各方面からの意見に基づき、拠点施設に導入する各機能と諸室の概要を取りまとめました。その内容を以下に示します。

表6 拠点施設の各機能と諸室の概要

基本的考え方(機能)	機能(中項目)	機能・諸室概要
学び・健やか・ 交流	交流促進 交流スペース	多目的スペース、会議室 交流スペース(飲食可)
学び(資料・情報提供)	貸出・返却	一般受付カウンター
	資料・調べものの相談	資料・調べものの相談カウンター
	予約・リクエスト	予約・リクエスト受付
	閲覧	一般開架・準開架 閲覧スペース、ブラウジングコーナー AVコーナー、パソコンスペース 個人利用ブース、グループ室
	講座・集会・展示・実習	講座・実習等 多目的スペース、会議室、展示コーナー等
学び(資料・情報活用支援)	乳幼児・児童利用支援	児童受付・相談カウンター 児童開架 閲覧スペース おはなしコーナー 一時預かりスペース(事務室内)
	ヤングアダルト(中高生向け)利用支援	資料提供 交流会(多目的スペース、会議室、等) 相談カウンター
	シニア利用支援	資料提供
	障害者利用支援	資料提供 相談カウンター
	多文化・多言語利用支援	資料提供
学び(自己啓発)	ビジネス利用支援	相談カウンター 支援講座・相談会 (多目的スペース、会議室等) 資料提供
	環境学習支援	資料提供 公開講座(多目的スペース、会議室等)
	健康支援	資料提供 公開講座(多目的スペース、会議室等)
	まちの魅力発見支援	地域資料スペース、展示コーナー等
	ボランティア(サポーター)活動支援	ボランティア室 活動支援(多目的スペース、会議室等)

基本的考え方(機能)	機能（中項目）	機能・諸室概要
学び(事務関係・共用部分)	事務関係	事務室（更衣室、休憩室、打合せ室等） P C 室，倉庫 など
	収集・保存	閉架書庫，受入整理室 公民館配本仕分け室
	共用部分	ロビー，通路，廊下，階段，便所，授乳室，エレベーター， エスカレーター，機械室 など
	概略施設規模（㎡）合計	8, 100 ㎡
交わり(広場)	一時避難場所	備蓄倉庫，帰宅困難者支援の場、 屋外閲覧スペース・図書館関連イベント 七夕まつりなどの活動の場
	イベントスペース	
	(各方面からいただいた機能(意見)) 自然、イベント、交流・にぎわい促進の各機能など →詳細な内容については、広場機能を考えるワークショップにて協議・検討を行う予定とします。	
	広場・公園面積（㎡）	3, 900 ㎡
健やか	(各方面からいただいた機能(意見)) 医療サービス、健康増進機能など →民間施設としての誘導を図る。よって、導入については、民間事業者の判断になります。 →ただし、積極的誘導を図るよう、今後行う市場調査において、その導入可能性について確認していきます。	
	健やかを含めた民間施設想定規模（㎡）	3, 000 ㎡～8, 000 ㎡

(4) 拠点施設における公共施設部分の機能相関図

機能相関図は、拠点施設の公共施設における機能・諸室の互いの関係を表すための図で、運営上どの諸室同士が隣接していることが重要なのか、利用者・搬入・職員の動線をどのように留意すればよいかなどを示し、施設計画案を具体化（計画図作成）するための参考図となります。

なお、機能相関図には階層の概念がなく、施設計画時に互いの関係の重要度に応じて、配置計画を検討します。

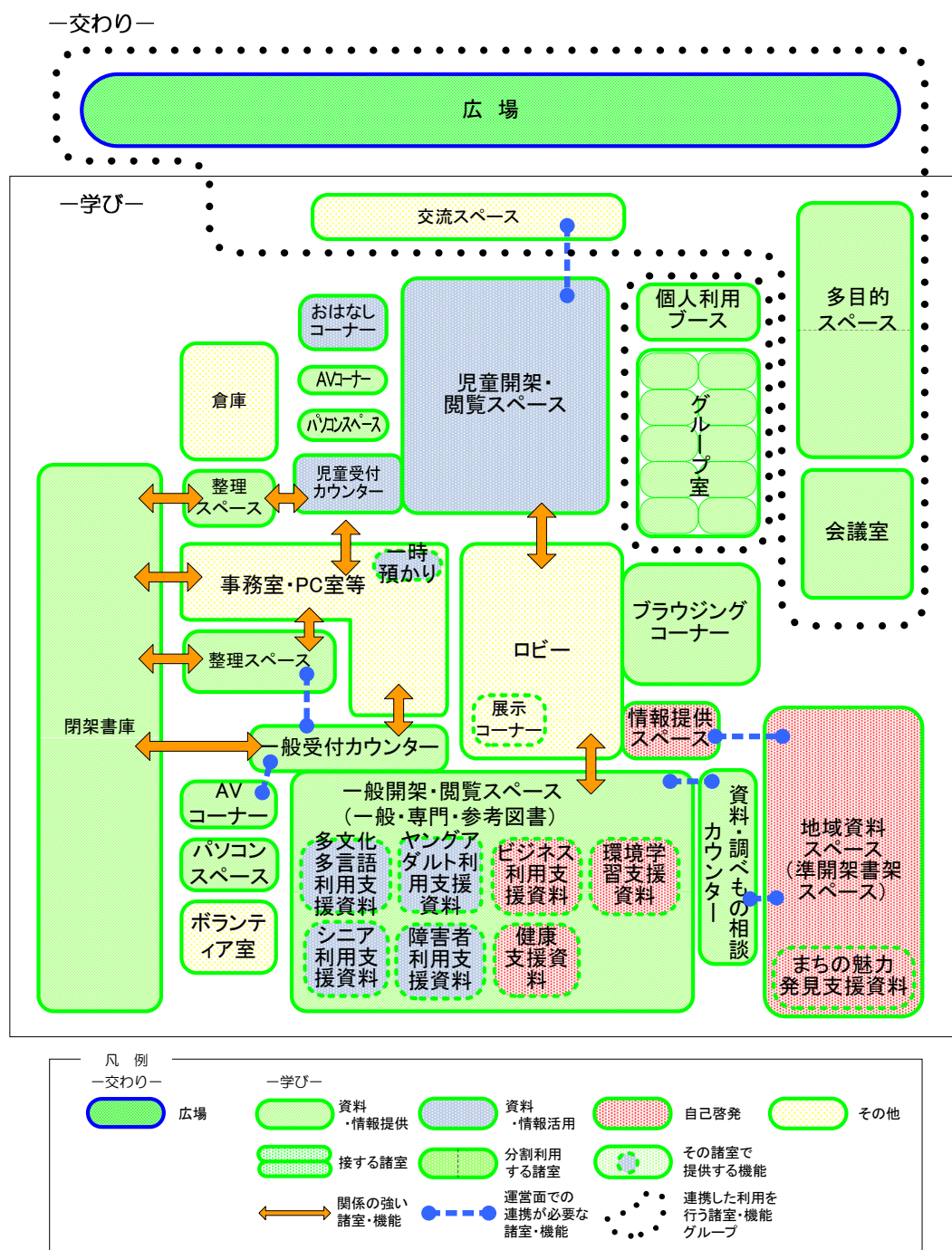


図6 公共施設部分の機能相関図

(5) 拠点施設における“学び”機能

①新図書館の基本コンセプトと新図書館整備の基本方針

“学び”の主な機能は新図書館に求められる機能です（「4.(3)拠点施設における各機能と諸室の概要」参照）。現在の中央図書館が抱えている課題の解決を図るとともに、市民の生涯にわたる学習ニーズに応え、より豊かな地域社会の実現を図るために拠点施設に整備する新図書館の基本コンセプト及び基本方針を以下に示します。

基本コンセプト：ひと、まち、みどりを育む 学びと情報のひろば
～基本コンセプトの意味～ ひ と：希望を持ち、互いに助け合い、仲良くふれ合う人々 ま ち：日々の生活を楽しみ、安心して行き交う、うるおいと活力に満ちたまち みどり：生き物を大切にし、豊かな自然を保ち、環境を大切にした市民活動 育 む：豊かな心と健やかな体の育成による人間力の醸成 学 び：すべての市民における生涯学習の推進 情 報：市内外に向けた情報発信、幅広い情報の交換 ひろば：「安城市民の良識・やさしさ」が集まり、交流し、助け合いながら大きく発展する場

新図書館整備の基本方針	考え方
①すべての市民の生涯学習における重要拠点としての機能の充実	新図書館をすべての市民の生涯学習における重要な拠点として、資料や情報、学習の場を提供する。 また、資料や情報を提供するだけでなく、それらの利用を支援・促進するサービスの提供を図る。
②市民自身や地域の課題の発見・解決に資する場としての機能の充実	新図書館の資料や情報を活用した学習を通じて、市民が自らの課題や地域の課題に気づき、その解決に取り組むことのできるようなサービスの提供を図る。
③市民の自主的な活動の支援及び活動基盤としての機能の充実	中心市街地に立地する公民複合施設という特徴を活かし、各種講座の充実や自主的なグループ活動を促進するようなサービスの提供を通じて、地域コミュニティや地域文化の醸成に資する市民の交流の場や機会づくりを図る。
④図書館サービスの中核としての機能の充実	本市の図書館サービス網の中核として、公民館図書室や学校図書館を支援するとともに、関連機関、市外図書館等と連携・協力・調整することでサービスの充実を図る。

※ 「安城市新図書館基本計画（案）」より

②新図書館と公民館図書室との機能分担

新図書館の整備後には、新図書館と公民館図書室とで機能を分担し、それぞれ特色のあるサービスを展開することになります。

施設名	機能内容
新図書館	本市の新たな中央図書館と位置づけます。すべての市民を対象とし、公民館図書室との連携や学校図書館の支援など、専門的なサービスを提供します。
現中央図書館	昭林公民館図書室としての機能と併せ、新図書館及び公民館図書室の資料保存機能を持つこととなります。
公民館図書室	地域に密着したサービスの提供を図ります。

③拠点施設における多目的スペースの導入について

8 頁の「3.(3).②図書館以外の公共施設に対する市民ニーズ」で示したように、拠点施設への導入施設として卓球等の軽スポーツや、産直品販売会、七夕まつり、立食パーティーなど、多目的に利用できる空間の要望を多くいただきました。

また、図書館を利用したことがない市民（潜在的利用者）に対して、新図書館が身近に感じられ、利用するきっかけになる場として、“交わり”機能の充実を図る上で、以下のように検討・整理を行い、新図書館内に多目的スペースを導入することにしました。

■図書館・視聴覚室の稼働率向上を目指した仕掛けが必要

- ・ 現中央図書館の視聴覚室の稼働率が低いことや、拠点施設の目的である『交流』の促進を図るために、多目的なスペースを導入することで、稼働率の向上を図る仕掛けとします。

■周辺ホールの利用方法との差別化が必要

【利用方法】

- ・ 拠点施設周辺においては、既に飲酒飲食可能なホールが市民会館など民間施設を含め 4 つ存在していることから、コンベンション的なホール導入の可能性は低いと考えます。
- ・ 利用方法の差別化として、『健康増進スペース（軽運動含む）』を特徴的利用方法とします。
 - 特に、民間施設での『健康』用途の誘導を図り、健康増進機能のテナントが、多目的スペースを利用する場合には、減免措置や優先予約を可能にするなどの利用促進を図ることや、積極的に『健康』講座等を実施させることなどの方策も考えられます。
- ・ 『七夕まつり』『産直市』等のイベント的な利用を特徴的利用方法とします。
 - 稼働率向上に直接つながらないことも想定されますが、“交わり”として整備する広場との連携により、特徴的・印象的な利用による空間として位置づけます。

【施設規模】

- ・ 周辺に立地する既存の多目的なホールは 200 名前後の収容能力であるが、稼働率が 50%以下であることから、200 名を超える人数による利用の見込みはそれほど多くないと想定され、投資に対する効果は高くないと考えられます。
- ・ 200 名程度の規模として、パーティションにより分割し、利用を可能にすることにより、利便性を向上させるなど、稼働率向上を図ります。

■拠点施設における多目的スペース

諸室名称	利用イメージ	規模等
多目的スペース	多目的スペースは 200 名程度が利用可能な室内空間とする。室内空間は、2 室での分割利用が可能となるように中間に遮音性能の高い可動間仕切りを設けるなど、利便性の向上を図る。卓球等の軽スポーツ、産直品販売会、七夕まつり、立食パーティーなど、多目的な利用ができる空間・設備とする。 以上のように、市民交流の促進を図る諸室として整備することで、図書館利用実績のない潜在的利用者に対して、新図書館が身近に感じられ、利用のきっかけとなるような場として整備する。	200 名対応 (300 m ² 程度)

(6) 拠点施設における広場機能

①広場機能の基本的な考え方

広場については、子どもから高齢者まで多世代にわたる人々や、自営業者からサラリーマンまで異なる職種の人々など、多様な人々が市内からだけでなく市外からも訪れることで、中心市街地における交流とにぎわいを促進する親しみやすい場として位置づけます。

それぞれの人々が憩い、自由に楽しめる場とするだけでなく、例えば、安城七夕まつりや中心市街地の商店街主催のイベントといった人々の相互交流に資するイベントなどや、各種市民団体の活動等が展開されるような場とすることで、人々の交流機会の拡大を図ります。

なお、交流やにぎわいの創出に資する広場としての機能を持つだけでなく、災害時における周辺住民の一時避難場所や帰宅困難者支援の機能を持たせることも検討していきます。

②広場に求められる主な機能とその利用イメージ

上記の広場機能の基本的な考え方による「交流とにぎわいを促進する親しみやすい場」や、「災害発生時における一時避難場所」のほか、市民ニーズとして「自然を感じられる場」の機能を要望する意見を多くいただきました。

拠点施設に整備する広場に求められる主な機能と、その利用イメージを以下に示します。

求められる主な機能	利用イメージ
自然の空間機能	樹木・芝生・草花、せせらぎに囲まれた癒しやゆとりある休息所など
交流・にぎわい促進の機能	産直市場、バザー、カフェ、屋台村など
イベント展開の機能	地産地消を推進するためのスペース、安城七夕まつり、地元商店街主催のイベント、市民団体活動の発表など
災害活動の機能	災害発生時における一時避難場所や、帰宅困難者支援場所など

【自然】

- 花と緑が溢れた環境首都・安城を象徴するような自然の空間
- 花、緑、水など四季の自然が感じられる空間・要素 —



【交流・にぎわい促進】

- 産直市場、カフェ、屋台村などの交流・にぎわい促進の空間
- 多世代の人々が気軽に立ち寄れるおもてなし空間 —



交流とにぎわいを促進する親しみやすい場

【災害活動】

- 災害発生時には、周辺住民の一時避難や、帰宅困難者への支援などの災害活動の空間



【イベント】

- 見る・楽しむ・参加するなど市民活動の場としてのイベント展開の空間



(7) 拠点施設における民間施設

拠点施設において導入の可能性が考えられる民間施設について、4つの視点（①図書館との相乗効果、②健康増進・医療関連、③民間ヒアリング結果、④フォーラムのアンケート回答）から整理します。

③民間ヒアリング結果については、平成20年度の基本計画素案策定に際して、民間事業者に対して民間活力導入に関するヒアリングを実施（《資料編》59頁（3）「民間事業者ヒアリング（平成20年度）の結果について」を参照。）しており、その際に導入可能と考えられる民間機能・規模についての回答を得ています。④フォーラムのアンケート結果（《資料編》43頁（1）『『中心市街地拠点施設（更生病院跡地）を考える』フォーラムのアンケート結果』を参照。）については、「民間施設として、どのような施設が“あったらいいな”と思いますか？」との質問に対して、回答をいただいた内容を示しています。

なお、表7でまとめた民間施設及びその他の民間施設の導入の可能性については、事業の進捗状況に応じて、今後も検討を行うこととします。

表7 拠点施設における民間施設

①図書館との相乗効果が期待できる民間施設		
健やか	学び	交わり
◎健康増進・医療サービス関連施設 ○保育施設	○大学（サテライトキャンパス） ○専門学校 ○語学スクール ○カルチャーセンター ○予備校・学習塾 ○本屋	◎飲食施設 （軽食・喫茶、レストラン、ファーストフード） ○観光案内所・旅行代理店 ○CD等レンタルショップ ○金融機関
②健康増進・医療サービス関連で想定される民間施設		
健やか	学び	交わり
◎医科・歯科診療所 （クリニックモールなど） ◎フィットネスクラブ・スポーツクラブ ◎温浴施設 ◎福祉関連施設 （介護施設・リハビリセンターなど）		◎農産物販売所 ◎自然食レストラン ○エステ・サロン・マッサージ ○理容室・美容室 など
③民間事業者ヒアリングで回答のあった民間施設（基本計画素案より）		
健やか	学び	交わり
◎医療サービス・福祉関連施設 （クリニックモールなど） ◎フィットネスクラブ・スポーツクラブ ◎温浴施設 ◎ドラッグストア		◎飲食施設 （軽食・喫茶、レストラン、ファーストフード） ○スーパー・日用品物販 ○コンビニエンスストア など
④「中心市街地拠点施設（更生病院跡地）を考える」フォーラムでのアンケートで回答のあった民間施設		
健やか	学び	交わり
◎医療サービス・福祉関連施設 （クリニックモール、整体など） ◎フィットネスクラブ・スポーツクラブ ◎健康増進施設（多世代を対象） ◎温浴施設（スーパー銭湯、足湯）	○学校法人 ○本屋	◎農産物販売所（産直市場） ◎飲食施設 （オープンカフェ、レストラン） ○スーパー

◎：拠点施設において積極的に誘導を図る施設

○：拠点施設において導入を誘導を図る施設

5. 施設計画について

(1) 施設計画における基本コンセプト

■ 「にぎわいの拠点」としての施設づくり

中心市街地活性化の核として、まちと人のにぎわいを創出する施設であることが望まれます。そこで、子どもから高齢者までの多世代、市民から観光客、自営業者からサラリーマンなどの様々な人々が交流し、その交流の輪が人からまちに広がり、拠点施設だけでなく周辺地域の活性化の起点となる役割を担う施設づくりを目指します。

また、既存の商店街との連携や連続的なまちの形成、人の流れを創出するための機能の整備を行うとともに、地域のランドマークとしてデザインに配慮した施設づくりを目指すことで、機能・施設ともに「まちの顔」として広く親しまれる施設を目指します。

さらに、拠点施設の整備計画地は、安城南明治第二土地区画整理事業（約 3.3ha）の区域内及び中心市街地活性化基本計画の区域内であることを考慮し、計画地内の広場・公園を含め、周辺の商店街との連携・連続性を図る街区の一体的活用に資する施設計画として促進を図ります。

■ すべての人の利用に配慮した施設づくり

多様な交流が生まれ、様々な人たちが快適にサービスを楽しむ施設であることが望まれます。トイレや階段、廊下、駐車場からの通路などの共用部分はもとより、施設全体がユニバーサルデザインの考えに基づく空間づくりに配慮する必要があります。

また、各機能が複数階に分散されることが想定されることから、どの機能がどこにあるのかわかりやすい案内表示など、利用者にやさしい空間づくりを行う必要があります。

■ 環境に配慮した施設づくり

建設・維持管理・運営のトータルライフサイクルにおいて、自然エネルギー（太陽光発電、雨水利用等）の活用、施設の長寿命化、環境への負荷軽減に配慮した省エネルギー機器等の設置、再生品の活用、積極的に緑を配置した施設全体での緑化対応など、自然環境への影響に十分配慮した施設を目指します。

なお、CASBEE（キャスビー：建築物総合環境性能評価システム）による目標ランクを設定することで、より環境品質や性能の高い施設整備を誘導します。

※CASBEE（キャスビー：建築物総合環境性能評価システム）とは、建築物の環境品質、性能（長寿命化・設備の更新性等）、環境負荷（省エネ、資源の再利用等）を同時に評価する全国共通の基準として、国の支援を受け、産・官・学共同で研究開発された評価システム。約 90 の評価項目をレベル 1～5 で評価し、総合的に算出した「建築物の環境性能効率」を、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変よい）、B+ ランク（良い）、B- ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）の 5 段階で格付けを行うもの。この評価の第三者認証として（財）建築環境・省エネルギー機構による認証制度があります。

■ 利用者の安全安心に十分配慮した施設づくり

本施設は公共施設と民間施設の複合施設となることが想定され、様々な人々が集まり、利用者の安全性の確保には十分配慮する必要があります。死角のできにくい空間づくりに配慮し、それを補うセキュリティ機能を整備し、災害時にわかりやすい避難動線を確保する必要があります。

また、多数の人々が利用する施設であることから、施設の耐震性についても十分に考慮する必要があります。

(2) 施設配置計画における配慮事項

施設の配置計画を検討するにあたり、特に配慮が必要となる項目を以下に整理します。

①施設利用者車両の動線

- ・幹線道路交差点部の混雑への配慮
- ・居住部道路の混雑への配慮

②商店街との連携、まちの連続性、広場等との一体活用

- ・人の流れの活発化、商店街や近隣街区への顔向け(施設の正面)の整備、商業機能の配置

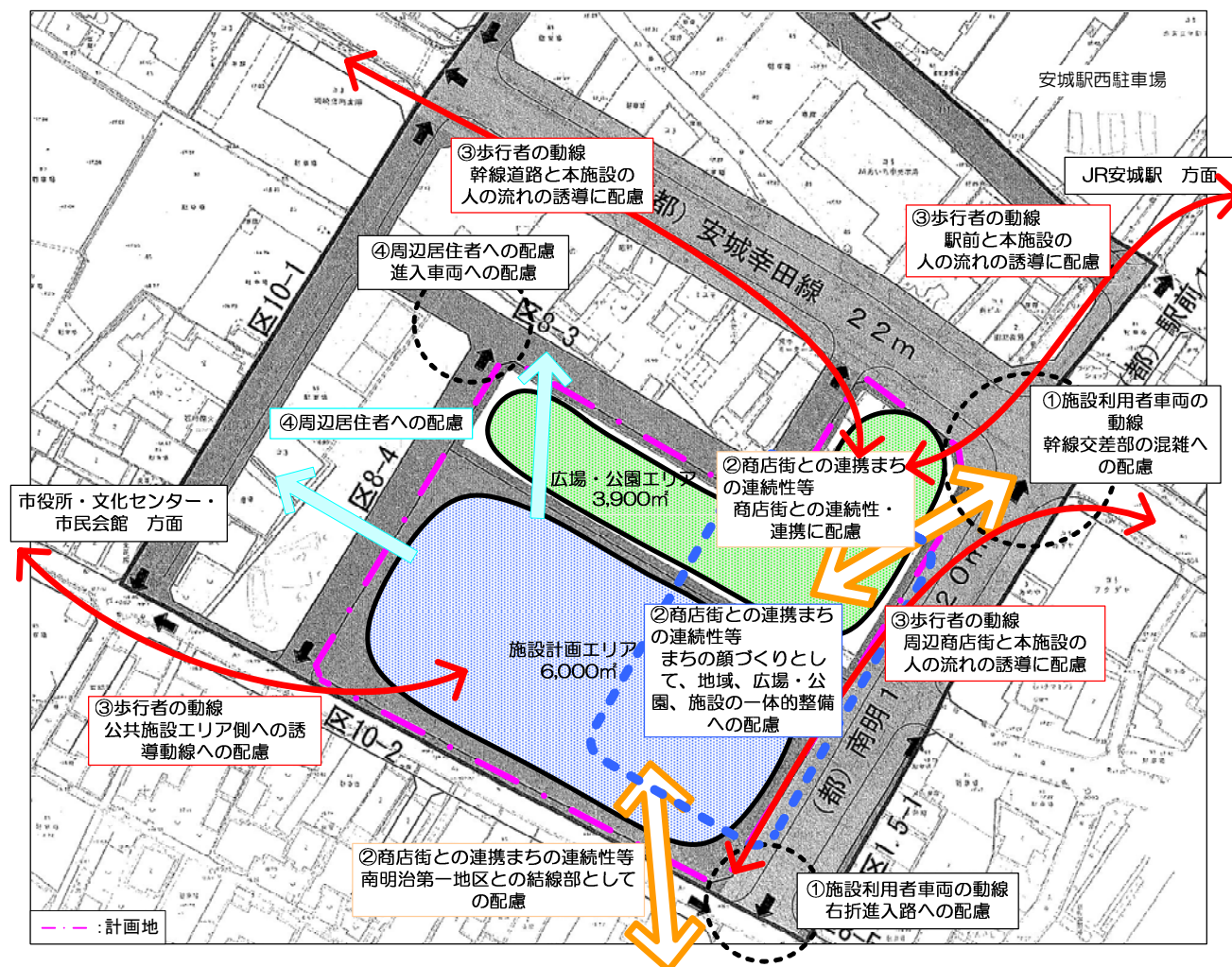
③歩行者の動線

- ・拠点施設への誘導(あんくるバスの運行拡充)、JR安城駅との歩行者動線の確保、市役所等への歩行者動線の配慮

④周辺居住者への配慮事項

- ・日照の確保や圧迫感の軽減など、周辺居住者の住環境の悪化を招かないような配慮が必要

安城南明治第二土地区画整理事業で計画された設計図を参考とした場合の配慮事項を、下記図7のとおり整理しました。なお、今後の区画整理事業の進捗によって、計画地の形状等、様々な変更が生じる可能性がありますので、現設計図による参考例です。



※計画地内の「広場・公園エリア」「施設計画エリア」については、安城南明治第二土地区画整理事業(約 3.3ha)で計画された設計図を参考としています。このため区画整理事業の進捗状況に応じて変更となる可能性があります。

図7 施設配置計画における配慮事項

(3) 配慮事項における計画方針

前頁で整理した配慮事項についての検討方針を、今後詳細に検討・計画していくためのポイントとなる基本的な考え方を以下に整理します。

①施設利用者車両の動線計画方針

- ・交差点部に対して、拠点施設へ（から）の車両通行の集中に配慮し抑制を図る。
- ・拠点施設への右折による進入規制や、居住部道路での混雑が予想される区域への車両進入対策を図る。

②商店街との連携、まちの連続性、広場等との一体活用への計画方針

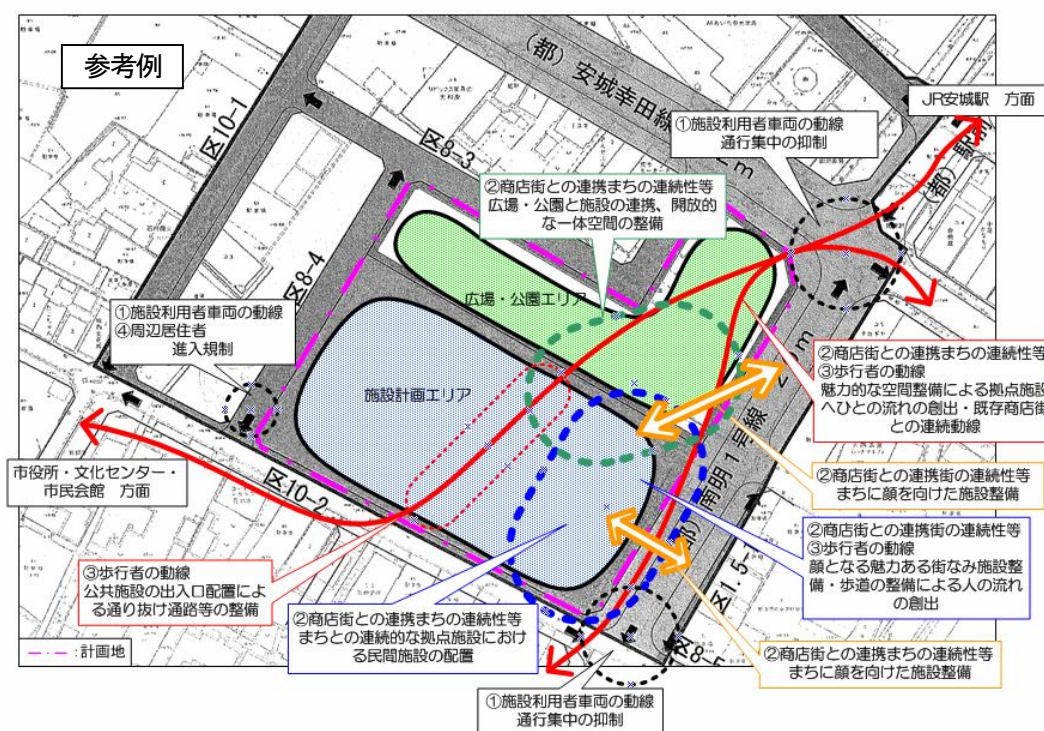
- ・周辺商店街に近い路面に沿ってまちと連続して民間施設を配置（顔向け）し、併せて魅力的な施設計画、歩行者空間、広場との開放的な空間整備を行うことで人の流れとまちとの連携を図る。

③歩行者の動線計画方針

- ・魅力ある施設整備と歩道の整備、あわせて広場・公園との開放的で、一体的な空間整備に配慮することでまちにおける連続的な歩行者の流れを創出する。
- ・あんくるバスの運行拡充を図ったうえで、バス停から拠点施設まで、安全な歩行路の確保に配慮する。
- ・公共施設の出入口を設けることで、施設計画エリア内の通り抜け通路等による商店街等への歩行者の流れを創出する。

④周辺居住者への計画方針

- ・敷地境界線や道路境界線からの建物外壁面の後退・外壁の形状・色彩等に配慮し、周囲に対する圧迫感の低減を図る。
- ・施設の各階における必要な高さを確保し、必要最小限の建物高さとする事で周辺の日照や景観形成に配慮する。



※計画地内の「広場・公園エリア」「施設計画エリア」については、安城南明治第二土地区画整理事業（約 3.3ha）で計画された設計図を参考としています。このため区画整理事業の進捗状況に応じて変更となる可能性があります。

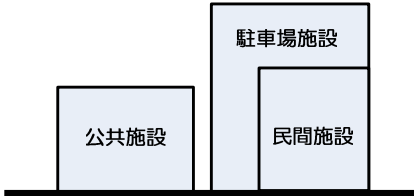
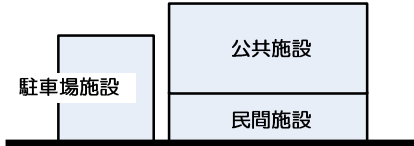
図8 配慮事項における計画方針

（４）施設構成及び規模

拠点施設は、公共施設と民間施設の複合施設となることが想定されます。

よって、下記のような２つの施設構成案を設定し、メリット・デメリットについて検討を行いました。

表8 施設構成及び規模

	A案(分棟型)						B案(合築＋駐車場型)					
計画地概要	計画地面積	6,000 ㎡ ※区画整理事業の進捗状況に応じて変更となる可能性があります										
	建ぺい率,容積率	80% 400%										
	許容床面積	24,000 ㎡										
床面積	公共施設	8,100 ㎡										
	民間施設	8,000 ㎡ ※許容容積率の範囲内で誘導できる床面積として想定したものです										
	駐車場施設	11,200 ㎡										
	合 計	27,300 ㎡(容積対象 21,840 ㎡)										
建築面積	公共施設:2,200 ㎡ 、民間施設・駐車場施設:2,550 ㎡						公共施設・民間施設:3,000 ㎡、 駐車場施設:1,750 ㎡					
施設特徴 ○:メリット ●:デメリット												
	○ 1階に公共施設としてのまとまった空間が整備できる。 ○ 公共施設と民間施設の縦動線が明確に区分できる。 ○ 民間施設と連携し易い横動線が確保できる。 ○ 民間施設の事業リスクの影響が小さい。 ○ 公共施設と民間＋駐車場施設の構造体グレードが分けられる(民間の建設コスト負担軽減)。 ● 公共施設機能が4層に分散されてしまい管理運営上効率的が悪い。 ● 約9層の建物となり周辺建物と比べると高層になる。 ● 駐車場が上層部となり公共施設との連絡が良くない。						○ 1フロアで広いスペース(3,000 ㎡／床、A案は 2,200 ㎡／床)が確保できる。 ○ 公共施設機能が3層で分散が少なく管理運営上の効率は問題ない。 ○ 民間施設もまとまった床面積が確保できる。 ○ 公共施設と駐車場が近くになり利便性がよい。 ○ 合築施設と駐車場施設の構造躯体グレードが分けられる(駐車場の建設コストが低減できる)。 ● 1階部分が限定されるため公共施設としてのまとまった空間の整備がしにくい。 ● 約6層の建物となり周辺建物と比べるとやや高層になる。 ● 民間施設の事業リスクの影響がA案より大きい。					
施設構成	I 公共施設						I 公共施設					
	専用部分	床面積(㎡)	第1層	第2層	第3層	第4層	専用部分	床面積(㎡)		第1層	第2層	第3層
	資料・情報提供、資料・情報活用支援、自己啓発	8,100	○	○	○	○	資料・情報提供、資料・情報活用支援、自己啓発	8,100		○	○	○
	II 民間施設						II 民間施設					
		床面積(㎡)	別棟					床面積(㎡)	下階			
	物販店舗・その他	8,000	○				物販店舗・その他	8,000	○			
概算 施設整備費 (公共施設のみ の整備に要する 金額) ※	1.公共施設	約 38 億円		設計費・建設費・工事監理費								
	2.駐車場・駐輪場	約 6 億円		設計費・建設費・工事監理費								
	3.広場(公園)	約 2 億円		設計費・建設費								
	4.新図書館備品	約 7 億円		電動式集密書庫など(資料購入費は除く)								
	合 計	約 53 億円										
評 価	施設特徴において、公共施設における利便性・管理運営のしやすさは、B案より劣る。 (敷地の制約により、公共施設・民間施設ともに1層あたりの床面積が狭くなる。)					○	施設特徴において、公共施設における利便性・管理運営のしやすさは、A案より優れる。 (公共施設・民間施設が同一建物となることで、1層あたりの床面積が広くなる。)					◎

※ 現時点において参考として示すもので、公共施設の規模及び整備費用については、今後の土地区画整理事業の進捗状況、社会情勢、民間事業者による開発動向などを見極めながら精査を行います。

(5) 配置計画案

表 8 で示したように、2 つの施設構成案のうち、施設特徴のメリット・デメリットについて比較を行った結果、民間施設の事業リスクの影響がA案（分棟型）に比べて大きいものの、公共施設としての利用者の利便性や、管理運営のしやすさからB案（合築＋駐車場型）の方が優れていると判断されることから、基本計画においては施設構成を「B案（合築＋駐車場型）」とします。

なお、今後本事業の進捗で、民間施設の事業リスク等の影響については改めて詳細に検討し、施設構成についても検討を行うこととします。

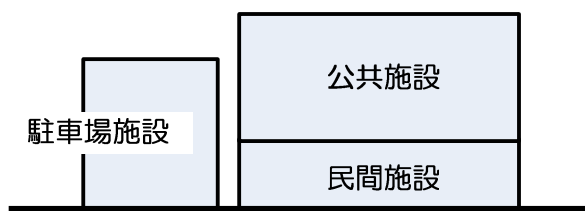
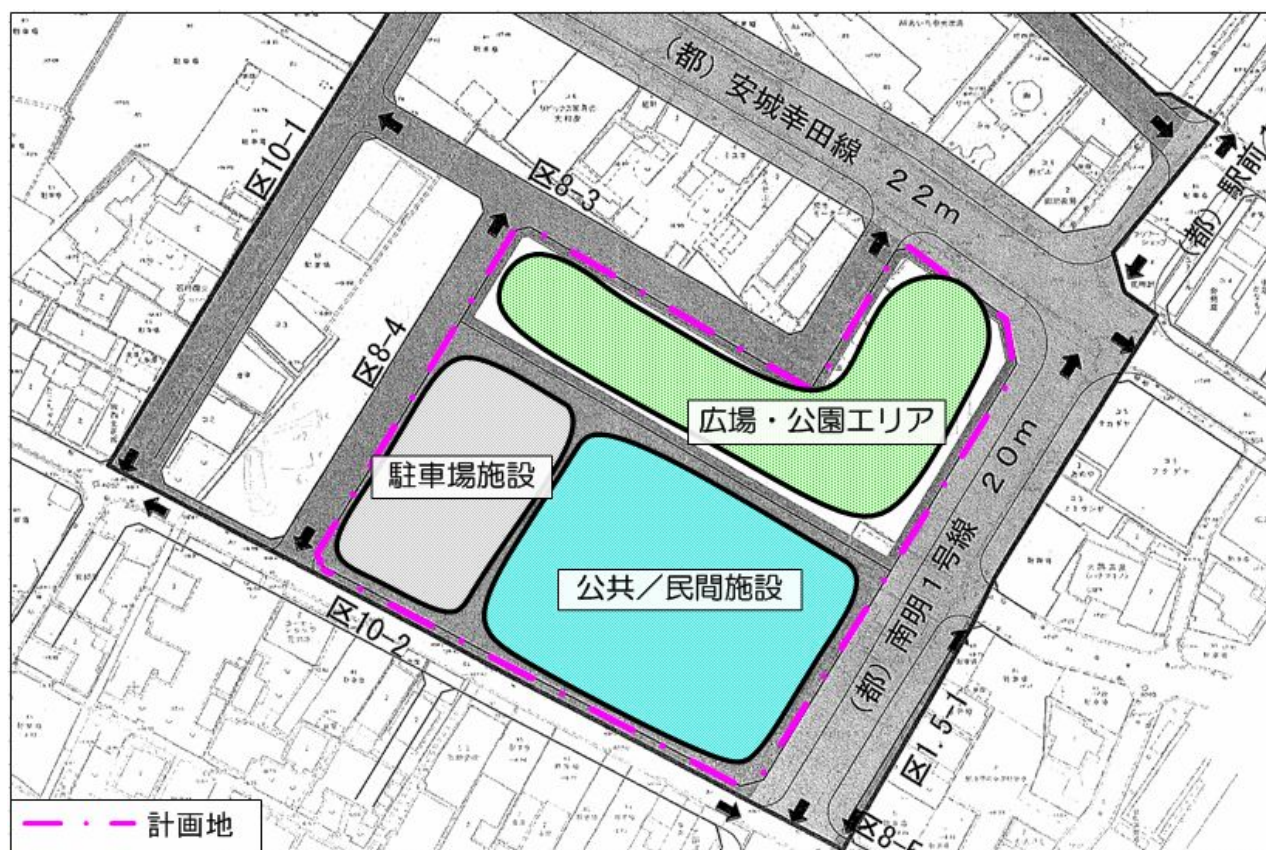


図9 基本計画における施設構成「B案(合築＋駐車場型)」

これまでの検討を踏まえ、現在の計画地において想定される配置計画案を下記に示します。



※計画地内の「広場・公園エリア」「公共／民間施設」「駐車場施設」については、安城南明治第二土地区画整理事業（約 3.3ha）で計画された設計図を参考としています。このため区画整理事業の進捗状況に応じて変更となる可能性があります。

(6) 駐車場・駐輪場

拠点施設は、公共施設と民間施設の複合施設となることが想定され、多数の市民に利用してもらうためには、駐車場の規模をどのように考えるかが重要となります。

そこで、本計画では、公共施設において必要な駐車台数及び駐輪台数と、最大限民間施設を誘導できる場合の必要な民間施設の駐車台数と駐輪台数をそれぞれ算定します。(大店立地法を考慮し、民間施設 8,000 m²のうち物販店舗を 3,000 m²として算定。)

①必要な駐車台数及び駐輪台数

【公共施設の駐車台数について】

■想定必要台数：(現況図書館駐車場・駐輪場状況を考慮した台数)

・駐車場：140 台、駐輪場：120 台

【民間施設の駐車台数について】

■想定必要台数：(大店立地法・安城市条例を考慮した算定台数)

・駐車場：151 台、駐輪場：400 台

表9 必要な駐車台数と駐輪台数

駐車場施設							
図書館要望・大店立地法・市条例による算定台数				《 参 考 》 安城市条例による算定台数			
① 駐車場	必要台数	必要規模		必要台数	必要規模		
公共施設	140 台	4,800 m ²	図書館現況台数	60 台	2,100 m ²	安城市条例 (150m ² につき1台)	
民間施設(物販)	101 台	3,400 m ²	大店立地法	30 台	1,100 m ²	安城市条例 (100m ² につき1台)	
民間施設(その他)	50 台	1,700 m ²	安城市条例 (100m ² につき1台)	50 台	1,700 m ²	安城市条例 (100m ² につき1台)	
駐車場合計	291 台	9,900 m ²	約34m ² /台で算定	140 台	4,900 m ²	約34m ² /台で算定	
② 駐輪場							
公共施設	120 台	300 m ²	図書館現況台数	— 台	— m ²	安城市条例該当なし	
民間施設(物販)	150 台	400 m ²	安城市条例 (20m ² につき1台)	150 台	400 m ²	安城市条例 (20m ² につき1台)	
民間施設(その他)	250 台	600 m ²		250 台	600 m ²		
駐輪場合計	520 台	1,300 m ²	約2.5m ² /台で算定	400 台	1,000 m ²	約2.5m ² /台で算定	
合計		11,200 m ²			5,900 m ²		

以上より、拠点施設で必要な駐車台数と駐輪台数は以下のようになります。

駐車台数	想定される必要台数	約 290 台
	本市条例に基づく台数	約 140 台
駐輪台数	想定される必要台数	約 520 台
	本市条例に基づく台数	約 400 台

②周辺駐車場の利用状況

本計画地周辺における駐車場の利用状況を以下に示します。

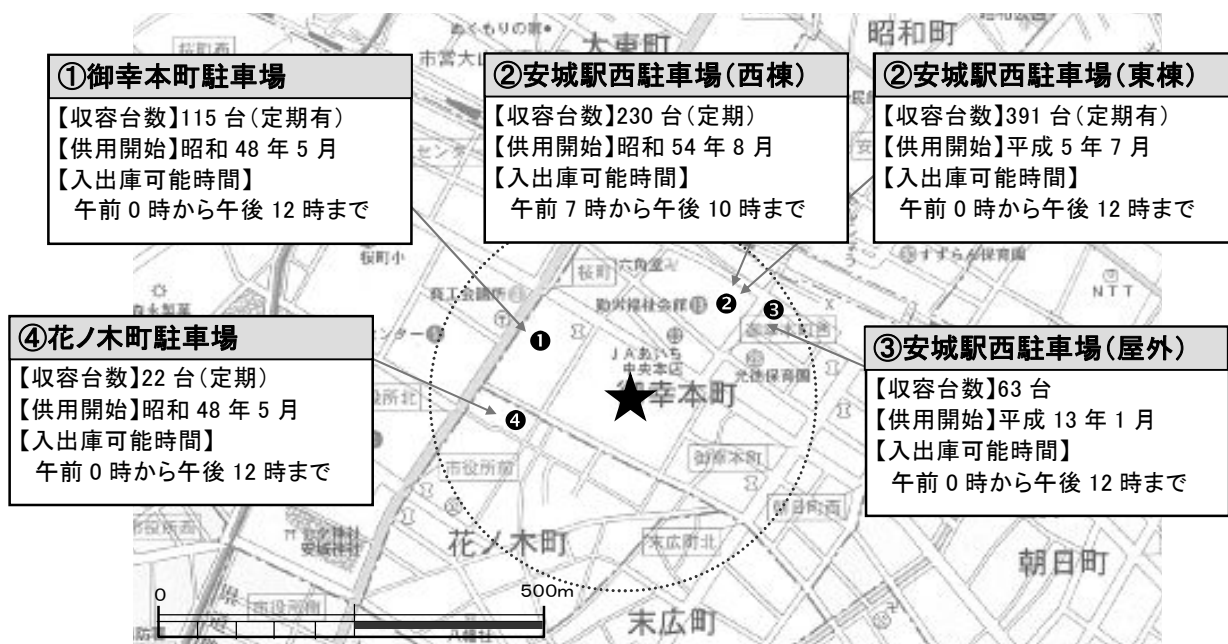


図 11 周辺駐車場の立地場所

表 10 周辺駐車場の利用状況(年間延利用台数/平成 20 年度実績)

番号	駐車場名称	一般車 (台)	定期車 (台)	合計 (台)
①	御幸本町駐車場	8,059	26,050	34,109
②	安城駅西駐車場(西棟)	—	55,897	55,897
②	安城駅西駐車場(東棟)	51,358	54,059	105,417
③	安城駅西駐車場(屋外)	77,349	—	77,349
④	花ノ木町駐車場	—	5,588	5,588

※定期車数は、昼間及び全日定期券の発行枚数と当該発行月の営業日数の乗数。

③周辺駐輪場の利用状況

本計画地周辺における駐輪場の利用状況を以下に示します。

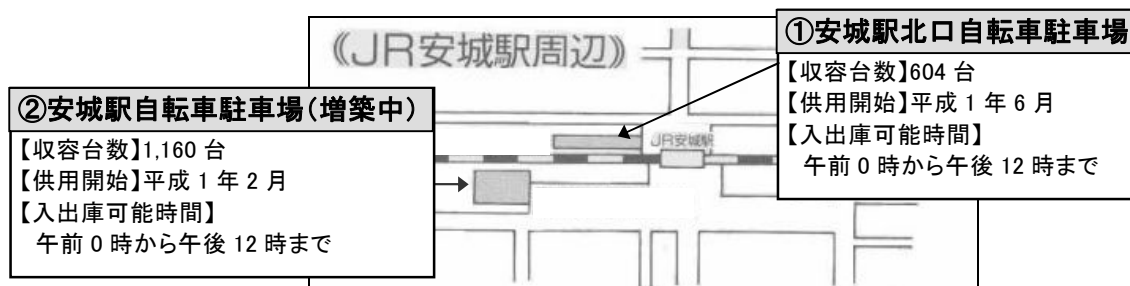


図 12 周辺駐輪場の立地場所

表 11 周辺駐輪場の利用状況(年間延利用台数/平成 20 年度実績)

番号	駐車場名称	自転車(台)		原動機付自転車(台)		合計 (台)
		一般車	定期車	一般車	定期車	
①	安城駅北口自転車駐車場	32,412	4,548	1,304	163	38,427
②	安城駅自転車駐車場	73,118	9,098	3,406	675	86,297

※定期車数は、1 ヶ月または 3 ヶ月定期券の発行枚数であり、実利用台数とは異なる。

④駐車場・駐輪場の整備の方向性

市民ニーズへの対応を含め、これまでの検討内容を考慮し、拠点施設における駐車場・駐輪場の整備の方向性を以下に示します。

公共交通利用促進施策の展開(公共のソフト施策との連携)

本市がめざす都市像「市民とともに育む環境首都・安城」に基づき、地球温暖化対策の一環として、駅前立地特性を活かし、自家用車利用から公共交通機関利用や徒歩・自転車利用への転換を図る。

例) 計画地内(隣地)にあんくるバス停設置、駐車場利用料の徴収、
車利用外の人への商店街優遇チケット配布等

周辺駐車場・駐輪場の利用促進を展開(公共のハード施策との連携)

計画地内だけの対応ではなく、周辺駐車場・駐輪場の利用促進を視野にいれ、円滑な道路交通処理を図る。

例) 周辺駐車場と連携した駐車・駐輪システムの導入、
周辺エリアを含めた新たな立体駐車場の整備等

財政負担への考慮及び効率的なスペース利用への配慮

拠点施設利用者の利便性や駐車場利用者としての利便性や、拠点施設周辺への回遊を誘導する観点から、地下駐車場や平面駐車場の導入が市民ニーズとしてあがっています。

地下駐車場については、今後の技術開発の進展などによって、地上における立体駐車場などと同様に近い財政負担での整備・導入が図れる可能性もありますが、現時点では過大な投資(財政負担)となるために、難しいと考えています。

平面駐車場については、上記のとおり「周辺駐車場・駐輪場の利用促進を展開」での対応を図ります。

(7) 施設計画案【イメージ図】

23 頁で記述したとおり、機能構成面やコスト面で優位性のある B 案（合築＋駐車場型）をベースにして、機能相関図に留意し、各機能（公共施設）の施設計画案（イメージ図）を以下に示します。

なお、今後の事業実現に向けた検討過程の結果によってこの施設計画案の見直しの可能性があります。

●公共施設の各機能配置の考え方

- ・公共施設の構成は3層からなり、民間施設の機能と近接する第1層に多目的スペース、交流スペース及び児童関係の「動」を、第2層・第3層で「静」の構成とする。自己啓発の機能はより静かな空間を確保するために「動」の空間からもっとも離れた第3層に配置する。
- ・公共施設内の専用動線としてエレベーターや階段などを整備し、利便性と公共施設の一体性に配慮する。
- ・1階出入口からつながるエレベーターや階段など（主動線）は、公共施設への入館者管理の面から出入口を集約することが望ましいため、公共施設の第2層までとし第3層へは公共施設専用動線とする。
- ・一般開架・閲覧の主たるスペースは第2層とし、専門・参考図書等の開架・閲覧スペースは地域資料スペースと同じ第3層に配置する。
- ・グループ室、個人利用ブースは集約して設けるのではなく、利用資料によって各々使い分けができるよう第2層、第3層に分散して配置する。
- ・閉架書庫はその収容冊数とイニシャルコスト、ランニングコストの軽減に配慮し、自動書庫ではなく集密書架として第2層に配置する。
- ・より多くの利用者が集中する第1層と“学び”機能の主フロアの第2層に、駐車場との連絡通路を設け利用者の利便性に配慮する。

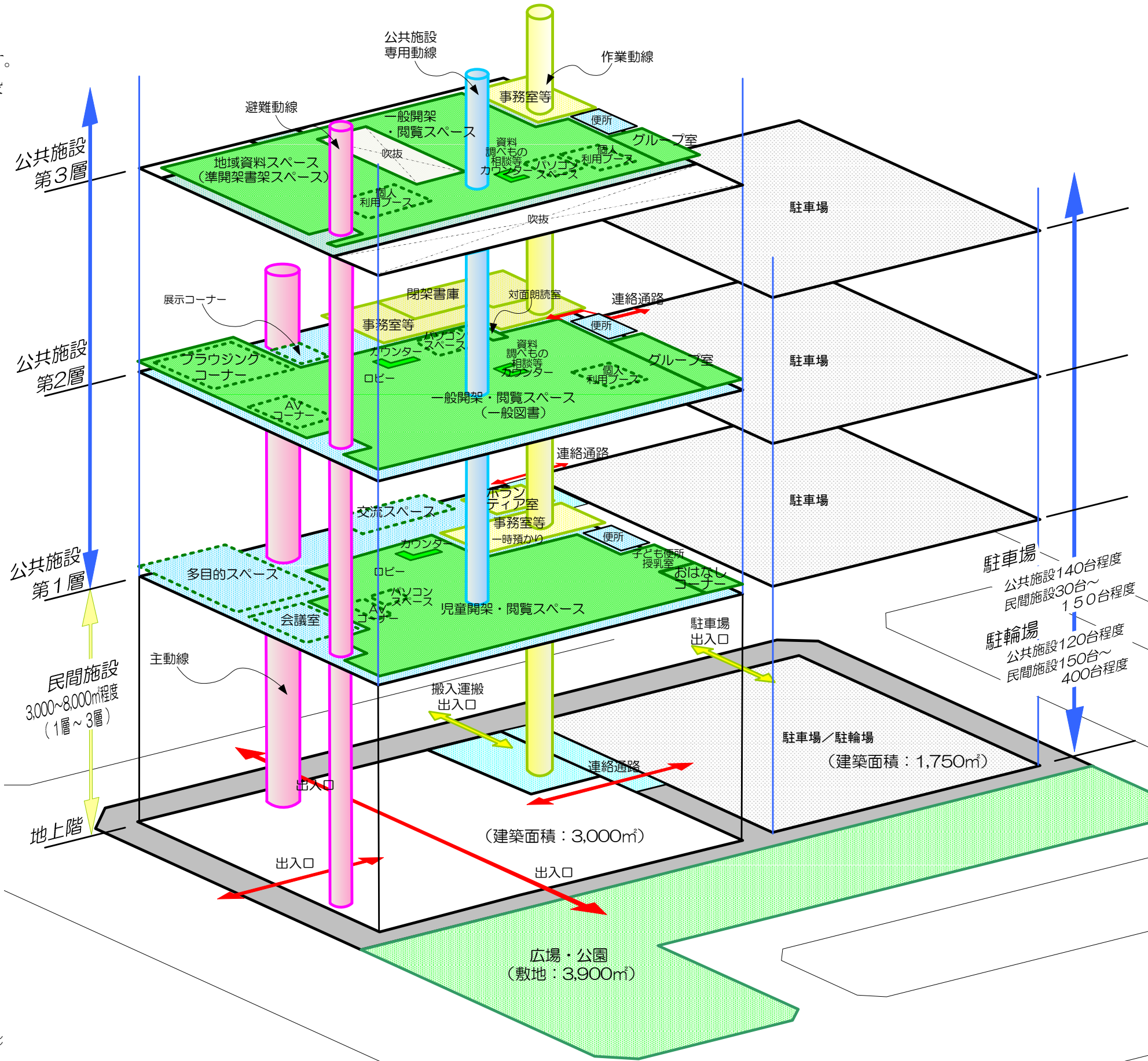
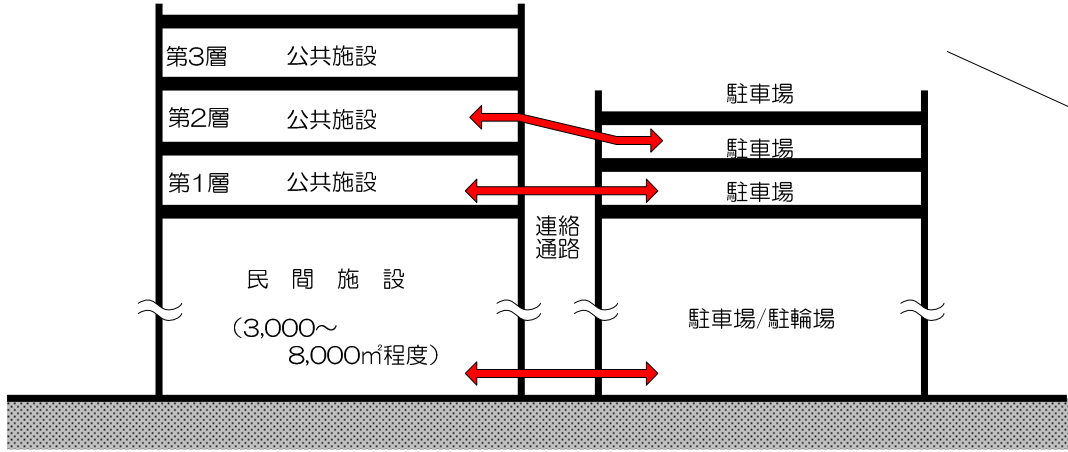


図13 施設計画案【イメージ図】

6. 運営計画について

これまでの導入機能や施設計画の検討結果により、拠点施設全体の運営業務については、以下のような業務が想定されます。

表12 拠点施設で想定される業務内容

	業務部門・項目	主な業務内容
施設全体の維持管理に関する業務 (広場、駐車場・駐輪場を含む)	建築物保守管理業務	建築物の保守・点検・修繕・更新
	建築物設備保守管理業務	電気設備・空調設備・給排水衛生設備・防災設備・その他設備の保守・点検・修繕 など
	備品等保守管理業務	備品等の整理・保守・点検・修繕更新
	外構施設保守管理業務	外構施設(駐車場・駐輪場含む)等の保守・点検・管理
	清掃業務	施設清掃、受水槽清掃、害虫駆除、ゴミ処理 など
	植栽維持管理業務	施肥・灌水・病害虫の防除、剪定・除草、養生
	警備業務	施設、駐車場・駐輪場の警備
図書館機能に関する業務	新図書館運営業務	新図書館の運営
民間機能に関する業務	民間施設運営業務	民間施設の運営

上記の拠点施設で想定される業務のうち、公共施設として拠点施設に導入される新図書館の運営のみを対象とした運営計画の内容を示します。

(1) 新図書館における管理運営の基本方針

「学びたい人に情報を提供し、その成果が発揮でき、市民の多様な交流が生まれる拠点」としての役割が望まれている新図書館における管理運営の基本方針を以下に示します。

- 利用者に配慮した開館日・開館時間を設定する
- 多様かつ高度な市民ニーズに対応可能な運営体制とする
- 市民参加を基本とした施設運営とする
- サービスの向上かつ効率化に資する管理運営体制とする

(2) 新図書館での業務内容

拠点施設におけるこれまでの検討経緯を踏まえて、平成 21 年度の新図書館基本計画策定委員会で検討された新図書館での主な業務を以下に示します。

表13 拠点施設で想定される業務内容

	業務部門・項目	主な業務内容
図書館機能に関する業務	新図書館長	新図書館の総括
	管理部門	- 安城市図書館協議会に関すること - 図書館の施設及び設備に関すること(危機管理マニュアルの策定を含む) - 予算、決算に関すること - 利用統計に関すること など
	企画部門	- 図書館運営の企画、調整に関すること - 公民館図書室との連携に関すること - ボランティア(サポーター)コーディネーターの配置、ボランティア(サポーター)の受け入れ及び育成、活動の支援、サービス部門との調整に関すること など
	サービス部門	- 図書館資料の貸出、講座の開催等、資料・情報の提供に関すること - 利用者に対する資料・情報の活用支援に関すること - 地域の課題解決や個人の自己啓発の支援・推進に関すること など

(3) 新図書館での開館日・開館時間帯の設定

中心市街地におけるにぎわいや交流の創出、利用者の利便性向上に配慮し、多くの市民に利用しやすい開館日・開館時間帯を設定します。

①開館日の設定

現行の「休日の翌日」を休館から開館に変更することや、週 1 日の定期休館日が祝祭日にあたった場合を開館するなど、年間 300 日程度に拡大(現行は 289 日)することが望ましい。

なお、週 1 日の定期休館日(曜日)の設定にあたっては、拠点施設内の他施設及び周辺商店街との調整を図り、利用者の利便性向上に配慮した上で設定します。

②開館時間帯の設定

平日は現行の開館時間を拡大し、午前 9 時から午後 8 時、休日等は現状と同じ午前 9 時から午後 5 時までとすることが望ましい。

ただし、拠点施設内に導入が予定される民間施設とのサービス面、運営時間での連携や、拠点施設オープン後における来館者のニーズによって、柔軟に対応して設定します。

(4) 新図書館での管理運営体制

これまでの導入機能や施設計画を考慮し、新図書館での管理運営体制のイメージを以下に示します。

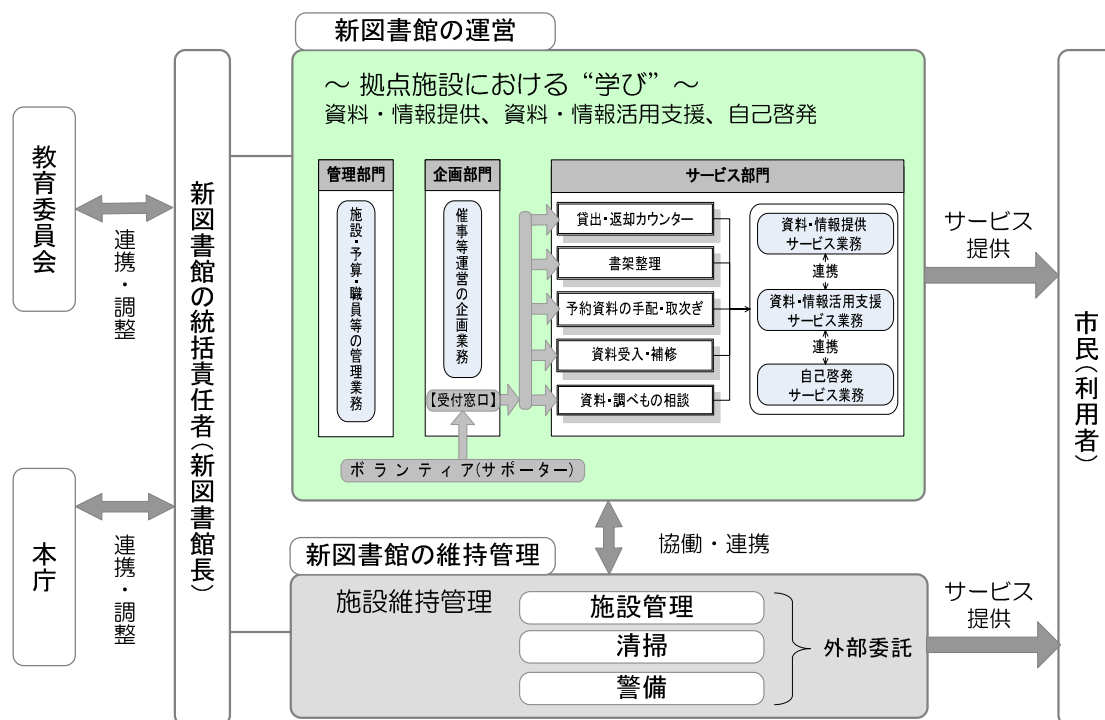


図14 管理運営体制のイメージ

(5) 新図書館での運営形態と民間事業者の裁量範囲

新図書館の運営形態については、平成22年度以降に予定される新図書館の管理運営計画の検討事項としていますが、指定管理者等の民間活力の導入についても視野に入れた検討を行います。

以下に新図書館における運営形態と、各運営形態における民間事業者の裁量範囲を示します。

		施策決定	館長	業務責任	業務指示
直営	① 非常勤・アルバイト雇用	行政	行政	行政	行政職員から個々のスタッフへ指示
	② 人材派遣	行政	行政	行政	行政職員から個々のスタッフへ指示
業務の一部委託	③ 業務委託 A	行政	行政	受託業者	委託者から受託業者の責任者へ指示
	④ 業務委託 B	行政 受託業者が立案	行政	受託業者	委託者から受託業者の責任者へ指示
	⑤ 指定管理者	行政 指定管理者が立案	指定管理者	指定管理者	指定管理者の内部関係

図15 運営委託の形態と民間事業者の裁量範囲

7. 事業手法について

(1) 事業手法選定の基本的な考え方

拠点施設では、中心市街地におけるにぎわいの創出及び活性化に寄与するための様々な事業手法の検討が必要です。さらに近年では、全国的に自治体の財政状況が厳しさを増す中で、公民連携事業※という新しい手法（概念）によって事業が推進されています。

そのような背景の中、拠点施設の事業手法として、以下の基本的な考え方に基づき検討します。

※ 公民連携事業…行政と民間企業やNPO、市民などが連携・協力して、新しいかたち（主体）で公共サービスの提供を行うこと。

■公共サービスのコスト縮減及び質の向上を目指す

公共事業のコスト縮減が叫ばれる中、これからの公共施設整備・維持管理・運営にあたっては、施設の耐用年数にわたる総支出（ライフサイクルコスト）を如何に縮減するか、といった視点が重要となります。このためには、市と民間事業者の適切な役割分担のもと、民間ノウハウを最大限発揮させることで、公共サービスのライフサイクルコストの縮減及び質の向上を図る事業手法を選択します。

■土地の高度利用・有効活用を目指す

拠点施設の整備計画地は中心市街地に位置し、商業地域（建ぺい率：80%、容積率：400%）として相応しい活用が求められます。導入機能の検討結果より、計画地に公共施設の床面積として約8,100㎡の導入が見込まれ、駐車場・駐輪場の導入も考慮すると、計画地の容積率上限に対して約8,000㎡程度までの民間施設の導入が可能となります。

このため、計画地は、土地の高度利用・有効活用を図り、中心市街地活性化に資する公民複合施設の誘導を図りやすい事業手法を選択します。

(2) 想定される整備パターン

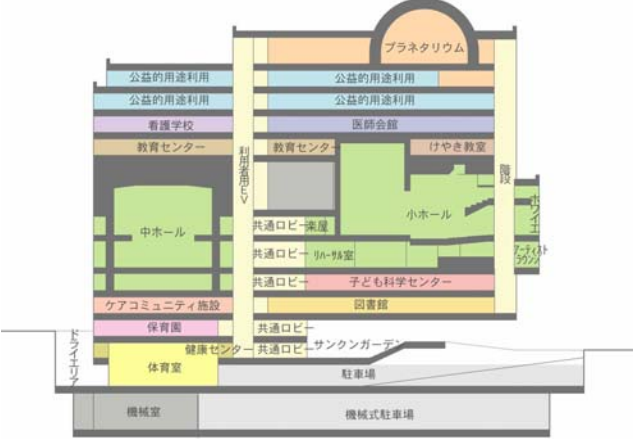
これまでの検討結果を踏まえ、想定される整備パターンを以下に示します。(表中の○は整備結果として望ましい成果を、●は望ましくない成果を示しています。)

表14 想定される整備パターン

		公民協働による施設整備 (公共施設中心)	公民協働による施設整備 (民間施設中心)
整備のねらい		◆民間ノウハウ適用による民間独自の発想も活用した新たな視点で、『交流拠点(活性化拠点)』を創出 ◆公共施設と民間施設が複合化する利点を活かし、市内外の広域からの集客を見据えた『にぎわい』を図る ◆市全体の市民サービス向上のための公共施設整備	
拠点施設のコンセプト ・整備方針の実現化		○公共施設規模が大きいため、市の意志(リスク)でサービス展開を図れることから、市の意志(リスク)でコンセプトや整備方針を実現できる。	●公共施設規模が相対的に小さいため、民間の意志(リスク)でサービス展開を図る部分が大きくなることから、市の意志(リスク)でコンセプトや整備方針を実現する要素が小さい。
公民複合施設としてのにぎわいの創出		●「学び」の機能について、公共サービスとして充実した展開が可能であるが、民間機能として展開する「健やか」や、「学び」「健やか」と連携する「交わり」の機能展開については、充実した展開が望めない。	○公共機能としての「学び」だけでなく、民間機能としての「健やか」においても充実したサービス展開の可能性が高い。また、それによって「交わり」機能の充実が見込める。
イメージ			
事業手法		PFI方式	定期借地権方式
市の負担	初期投資 (整備費)	公設公営方式より負担「小」 ・民間が資金調達により施設を建設・維持管理・運営する。	公設公営方式より負担「小」 ・市が民間に土地を期間を限定し貸与し、民間が資金調達により、施設を建設・維持管理・運営する。
	維持管理・運営	公設公営方式より負担「小」 ・市は、公共サービスを購入する。(整備費、維持管理・運営費を事業期間内に支払う。)	公設公営方式より負担「小」 ・市は民間から地代(土地の借地料)を得る。 ・一方で市は、テナントとして公共床の賃料を民間に支払う。 ・市の維持管理・運営上の負担は、上記が差し引きされた額となる。(左記方式より収入がある分、市の支出を圧縮できる。)
整備効果		○『交流拠点(活性化拠点)』として公共サービスによる活性化が期待できる。 ○公共施設(機能)との相乗効果が期待できる民間施設(機能)を公募条件とすることで、民間の創意工夫を活かした機能導入により、にぎわいの創出が期待できる。 ○民間施設(機能)が大きく誘導できるほど、より大きなにぎわいの創出が期待できる。	

(参考)整備手法別の主な事例

表15 事業手法別の主な事例

	①公設公営方式(市直接建設方式)	②PFI方式	③定期借地権方式
仕組み・特徴	・公共(市)が自ら資金調達し、施設の建設・維持管理・運営などの土地有効活用の全てを行う。 ・維持管理・運営については「指定管理者制度」により、コスト縮減やサービス向上を図る取り組みが行われている。	・公共事業における民間活力導入方式で、設計・建設・維持管理・運営を包括的・長期契約を行うとともに、従来のように公共(市)が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に公共サービスの提供を委ねる手法である。 ・民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、公共(市)が直接サービス提供するよりも、コスト縮減やサービス向上が図れることを期待できる。	・借地借家法による制度で、当初に定められた期間中は、土地所有者(市)に地代を支払い、契約終了時に借地関係が終了し、土地が土地所有者(市)に返還される制度。土地所有者(市)は、契約期間中、借主(民間事業者)から地代(概ね固定資産税相当額。)を得ることができる。 ・借地権には、3種類(4分類)ある。 ・一般定期借地権(50年以上) ・事業用定期借地権(10～30年未満)と(30～50年未満) ・建物譲渡特約付借地権(30年以上) ・最近では、公募プロポーザル方式により、定期借地権方式を活用した公有地の有効活用を行う事例が増えている。
土地所有権	市(行政財産)	市(行政財産)	市(普通財産)
建物所有権	市(行政財産)	BTO方式:市(行政財産) BOT方式:民間事業者 ※ BTO(Build Transfer and Operate)方式:民間事業者が施設を建設し、完成後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う方式のこと。 ※ BOT(Build Operate and Transfer)方式:民間事業者が施設を建設し、維持管理・運営を行い、事業終了後に公共に所有権を移転する方式のこと。	民間事業者
その他事例	■渋谷区・旧大和田小学校跡地施設(仮称)建設プロジェクト ・2012年7月開館予定 ・敷地面積:約4,960㎡ ・延床面積:約27,000㎡ ・階数:地上11階、地下3階 ・総工費:約120億円(※初期投資のみ) ・施設構成 教育センター、けやき教室、子ども科学センター、図書館、小ホール、中ホール、プラネタリウム、健康センター、医師会館、看護学校、ケアコミュニティ施設、体育室、保育園、公営の用途利用 	■岡崎市・岡崎げんき館 ・2008年3月開館 ・敷地面積:約13,400㎡ ・延床面積:約7,300㎡ ・駐車場:220台 ・階数:地上3階(一部4階) ・総事業費:約106億円(事業期間約27年間の総額)(※維持管理運営費込み)(予定価格約159億) ・施設構成 ・保健衛生(事務室、相談室、子ども検診コーナー、保健コーナー、講堂、X線撮影室、待合コーナー) ・健康づくり(プール、屋外ジャクジー、スタジオ、トレーニングジム、ヘルスチェックコーナー、リラクゼーションルーム、健康広場、健康回廊、珈琲亭、ショップ) ・子ども育成(プレイルーム、相談室、プレイホール、子ども広場、育成活動支援室、一時託児コーナー) ・市民交流(情報ライブラリー、市民ギャラリー、市民活動室・和室、調理実習室、多目的室、総合受付) 	■大和市・高座渋谷駅前複合ビル建設事業 ・2010年1月開館予定 ・敷地面積:約5,300㎡ ・延床面積:約19,800㎡ (公共:4,000㎡、民間:11,000㎡、駐車場:4,800㎡) ・階数:地上6階 ・総事業費:4,493百万円(事業期間約32年間の総額)(※維持管理費込み)(予定価格約5,100百万円) ・総地代:約582百万円(予定最低地代約473百万円) ・施設構成 - 公共施設 学習センター機能、多世代交流機能、図書室、多目的ホール、市役所出張所 - 民間施設 温浴施設、ドラッグストア、銀行、レストラン、コンビニエンスストアなど 

8. 事業実施上の課題について

これまでの検討を踏まえ、土地区画整理事業の進捗状況に応じながら本事業を推進していく上での課題を、以下に整理します。

■安城南明治第二土地区画整理事業との連携

拠点施設の整備計画地は、安城南明治第二土地区画整理事業により整備されます。このため、当該土地区画整理事業との連携は不可欠となります。平成 21 年度現在においては、当該土地区画整理事業について、区域内の地権者との合意形成が図られようとしている状況です。当該土地区画整理事業により、計画地の形状も決まることから、その進捗状況に応じて、拠点施設の敷地形状を整え、本事業の工事着手時期も柔軟に対応することとします。

■中心市街地活性化基本計画との整合

拠点施設では、「地域力を育む健康と学びの拠点」をコンセプトに、「学び」「健やか」「交わり」の大きな 3 つの機能を柱に、J R 安城駅を中心とした中心市街地のにぎわいの創出を図ることが求められています。

本市においては、平成 12 年 3 月に『中心市街地活性化基本計画』及び、平成 18 年度から平成 22 年度を計画期間とする『都市再生整備計画（安城七夕地区）』を策定し、ソフト・ハードの両面から、J R 安城駅周辺のまちづくりを推進しています。

平成 21～22 年度において、『中心市街地活性化基本計画』の見直しが予定されていることから、この見直しの中で拠点施設の位置づけや役割を明確にし、整合を図る必要があります。

■民間事業者を対象としたヒアリング調査の実施

平成 20 年度に実施した民間事業者ヒアリングの結果、民間の開発事業者においては、拠点施設への民間施設の導入・誘導は可能性があると判断しています。

また、民間施設を導入・誘導する場合に適した事業手法としては、「定期借地権方式が望ましい」という回答が多くありました。

ただし、民間の開発事業者の動向は、社会情勢の影響を大きく受けることから、今後の社会情勢の変化や、安城南明治第二土地区画整理事業の進捗状況に応じながら、地代水準や民間事業者の事業範囲等の詳細な事業の枠組みを提示した上で、継続的に民間事業者ヒアリングを実施していく必要があります。

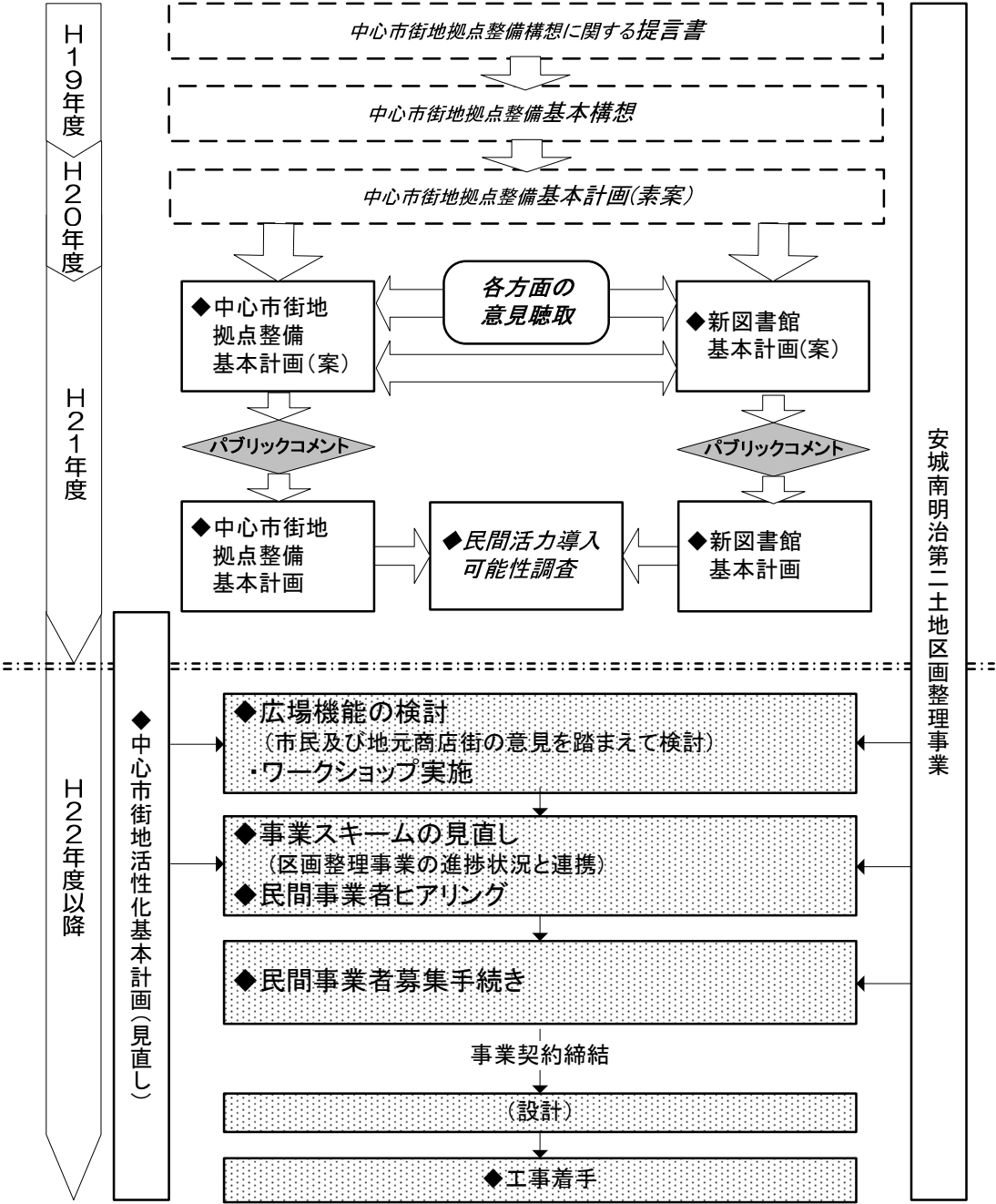
■市民及び地元商店街の意見を踏まえた広場機能の検討

拠点施設において整備が予定されている広場は、中心市街地内にある広大で貴重な公共スペースであると同時に、安城七夕まつりのほか、地元商店街の主催イベントや、各種市民団体の活動発表の場として、人々の交流機会の拡大によるにぎわいを促進する場として位置づけをしています。

それらのまつりやイベントは、市民や地元商店街が主役となって展開されるものでありますが、まつりやイベントを開催していないときでも、自然が感じられる癒し・憩いの場として、市民に親しまれる場となることが期待されています。

以上のことから、広場機能の検討においては、それらの主役となる市民及び地元商店街による意見を踏まえて検討する必要があります。

なお、本事業の推進にあたっては、前頁による各課題の解決を図りながら、下図の手順によることを予定しています。



《資料編》

(1)「中心市街地拠点施設(更生病院跡地)を考える」フォーラムについて

1) 開催案内パンフレット

中心市街地拠点施設(更生病院跡地) を考えるフォーラム

JR安城駅を中心とする中心市街地は、これまで大規模商業施設の郊外立地、人口の減少、高齢化の進行、商店街の衰退、更生病院の郊外移転等により、まちなぎわい、活気が失われてきました。

そこで、まちなぎわいを創出し、中心市街地の活性化を図るため、中心市街地活性化用地(更生病院跡地)に、コンセプトを「地域力を育む健康と学びの拠点」とする中心市街地拠点整備基本構想(以下、「基本構想」という。)を平成19年度に策定しました。この基本構想を具体化するため、コンセプトに基づき、まちなぎわいを創出し、中心市街地の活性化につながる拠点施設として必要な導入機能、施設計画、事業手法等を平成20年度に検討し、中心市街地拠点整備基本計画(素案)を作成しました。

今回のフォーラムは、中心市街地拠点施設の整備の方向性をテーマとして、民間事業者の視点による公有地活用事業についての基調講演や各方面の識者の方々によるパネルディスカッションを行います。

プログラム



市の計画素案の説明 19:05～19:20

中心市街地拠点整備基本計画(素案)について

説明者 安城市 都市整備部 南明治整備課

基調講演 19:20～19:50

相島 正美 氏

日立キャピタル綾瀬SC株式会社 取締役

公有地活用事業による活性化事例
～民間事業者デベロッパーの視点より～

パネルディスカッション 19:50～20:50

コーディネーター 勝田 雄介 氏

八千代エンジニアリング株式会社
社会マネジメント部 PPP・PF プロジェクト課

パネリスト 菅野 育子 氏

愛知淑徳大学文学部図書館情報学科 教授
H21年度安城市新図書館基本計画策定委員会長

パネリスト 相島 正美 氏

日立キャピタル綾瀬SC株式会社 取締役

パネリスト 坂田 成夫 氏

安城学園高等学校長

パネリスト 鶴田 伸也 氏

まちづくり Anjo 事務局長、タウンマネージャー

パネリスト 神谷 学 氏

安城市長

日程 平成21年6月25日(木)

時間 19:00～21:00

(開場 18:30)

会場 安城市民会館

大会議室

安城市桜町18-28(安城市役所 南側)

参加費無料

※事前申込不要

■ 主催 : 安城市

■ 問合せ先 : 安城市 都市整備部 南明治整備課

電話 71-2245(直通)

2) フォーラム会場でのアンケート結果

①来場者数、配布数及び回収数

● フォーラム

開催日時：平成21年6月25日(木) 19時00分～21時00分

場所：安城市民会館 大会議室

来場者数：195名(パネリスト、事務局14名含む)

● アンケート

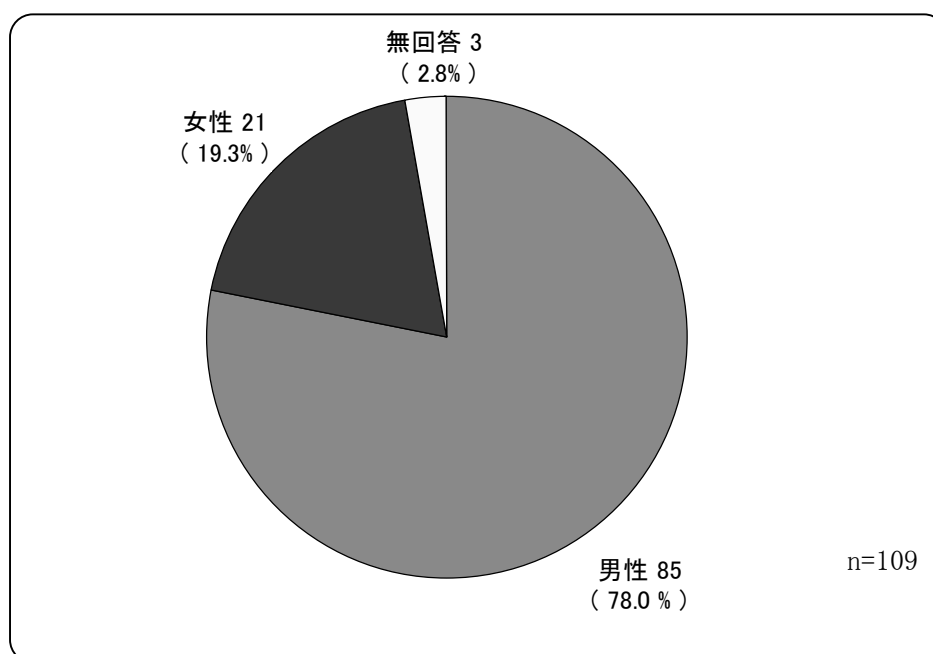
配布数：181票

回収数：109票 (回収率：60.2%)

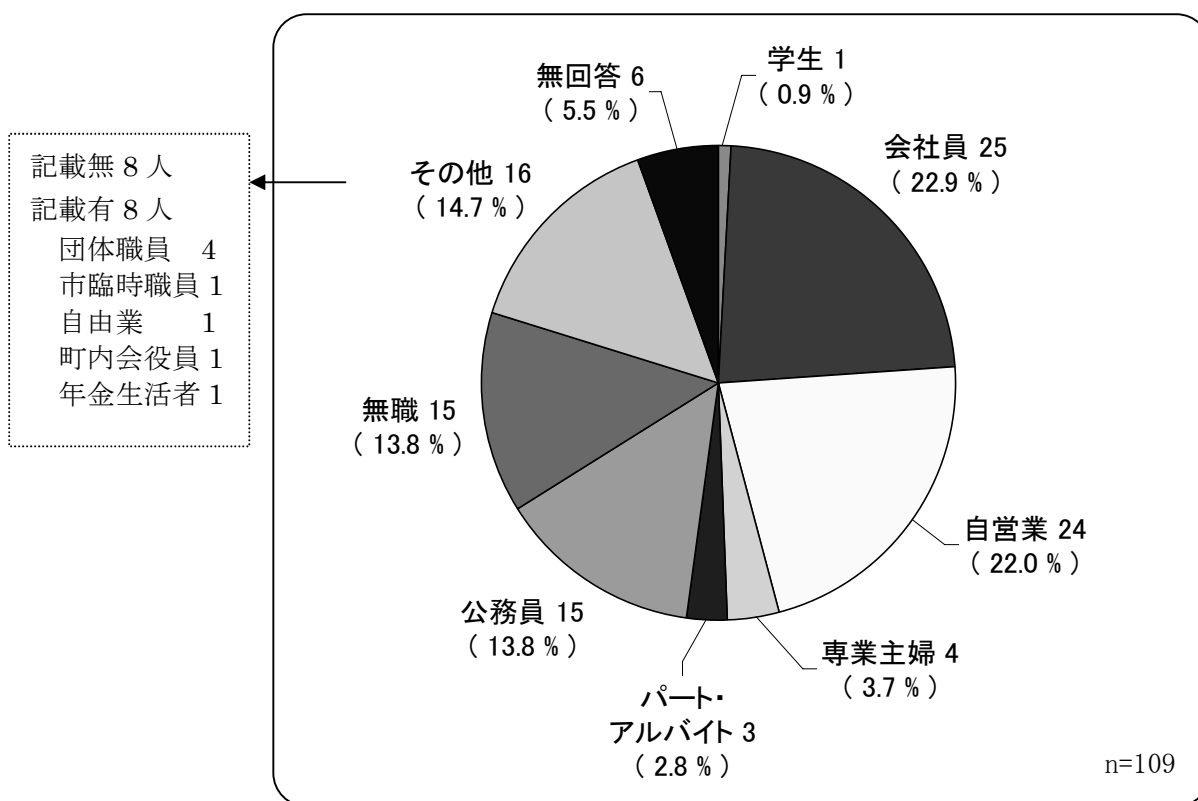
有効回答数：109票 (有効回答率：60.2%)

②単純集計・結果

問 あなたの性別をお答え下さい。

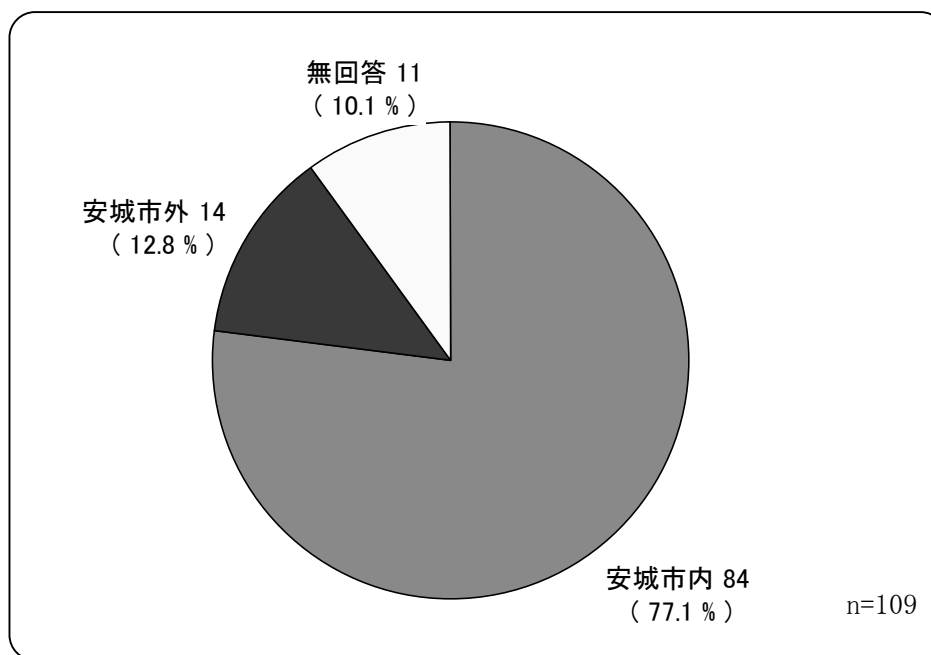


問 あなたの職業をお答え下さい。

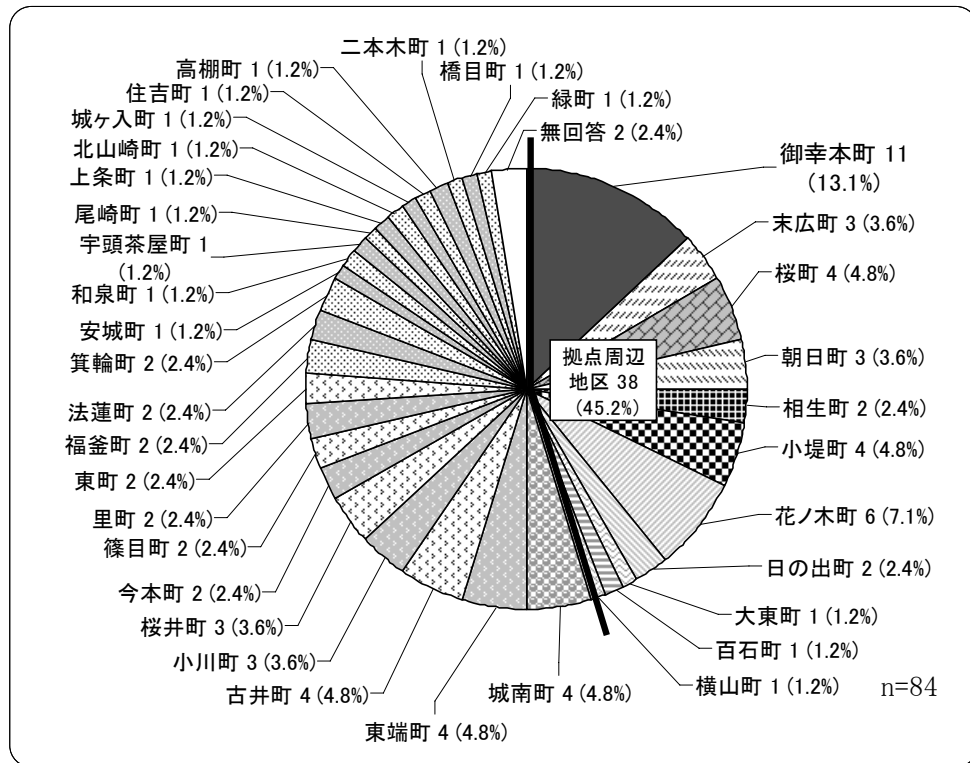


問 あなたのお住まいをお答え下さい。

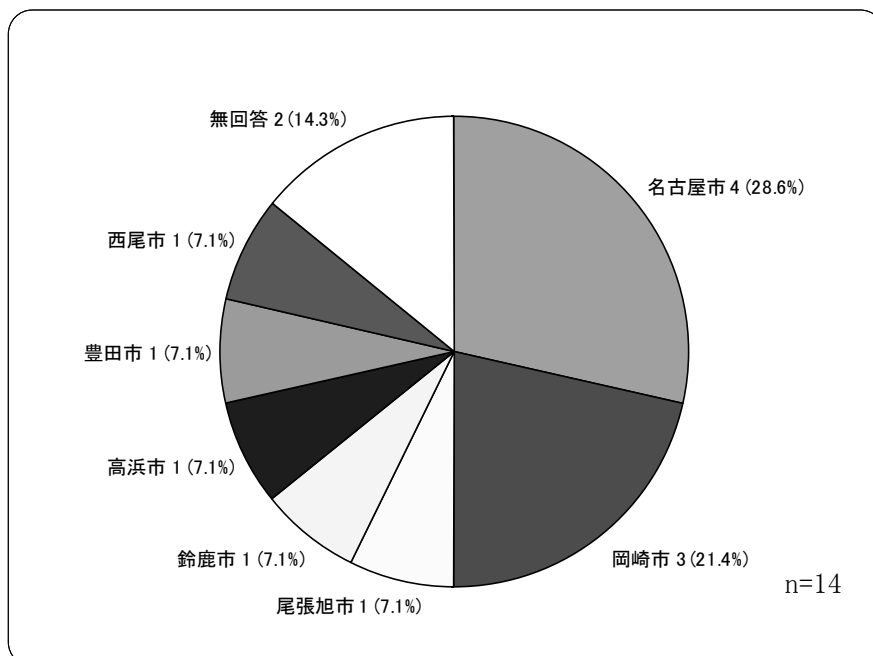
全体



安城市内



安城市外



③自由意見欄の内容

[中心市街地拠点整備基本計画（素案）について]

アンケート提出者の約8割（フォーラム来場者の約5割）から幅広い意見が寄せられ、本事業に対する市民の注目が高いことが伺えた。それらの意見はキーワード毎に、以下のように整理することができる。

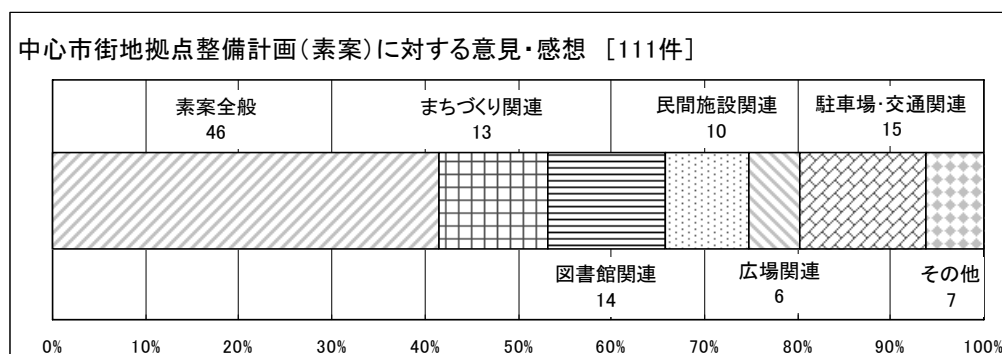
【素 案 全 般】「まちのにぎわい・活性化」に繋がる安城らしく、後世に誇れる施設を希望する意見が多く寄せられた。

【まちづくり関連】周辺地域・商店街との回遊性・連携の確保により、面的な事業の推進を求める意見が寄せられた。

【図 書 館 関 連】時代の変化に見合った機能を求める意見があった。図書館を移転・整備することの理解促進の必要性についての意見もあった。

【民間施設関連】まちの活性化・集客力の視点から民間施設に対する期待が高いが、経済状況の変化に影響されることを危惧する意見も寄せられた。

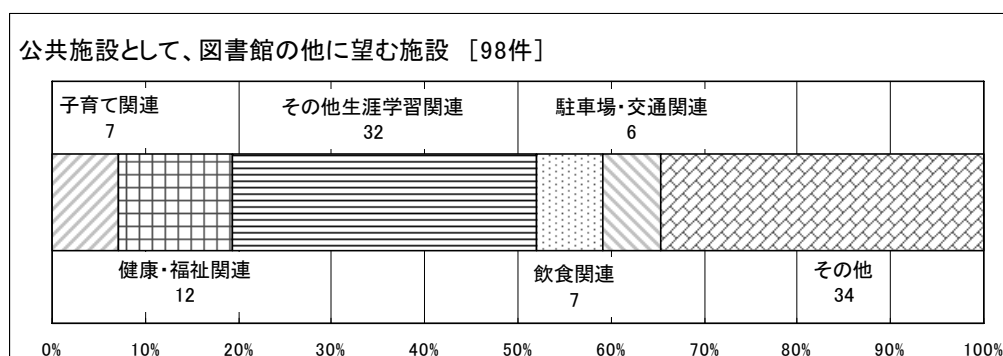
【広 場 関 係】環境への配慮が求める意見が寄せられている。



[公共施設として、図書館の他に望む施設について]

図書館の他に望む公共施設として、カルチャーセンター等の生涯学習機能をもった施設、なかでもホール機能の導入を望む意見が多く寄せられた。他には、託児施設等の子育て支援施設（子育て関連）、主に高齢者を対象とした医療・介護施設（健康・福祉関連）、カフェ（飲食関連）の導入を望む意見が寄せられた。

また、あんくるバスのハブ停車場・ターミナルとしての交通結節点の機能整備（駐車場・交通関連）も寄せられた。

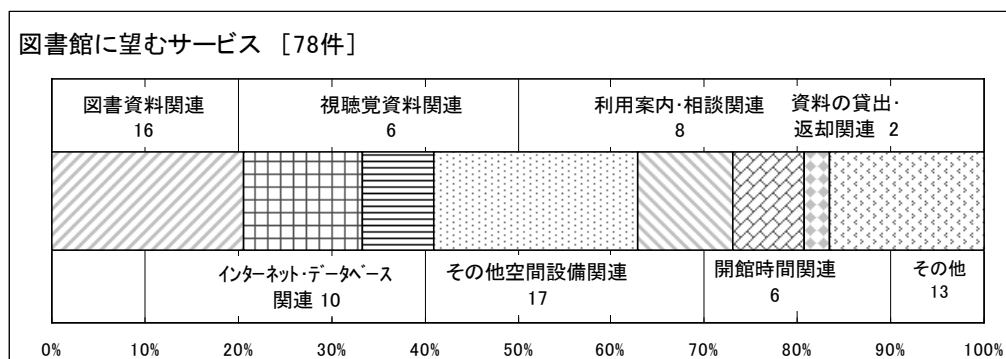


[図書館に望むサービスについて]

ゆったりとくつろげる空間や談話室等、滞在型の空間としての整備を望む意見（その他空間設備関連）が多く寄せられた。

また、インターネットやデータベース、視聴覚資料の利用環境や、レファレンス機能（利用案内・相談関連）、サービス時間拡充（開館時間）など、図書資料の充実以外のサービスを望む意見も幅広く寄せられた。

なお、その他意見の中には、講座・講演の開催、小学生を対象とした読み聞かせ、高校生を対象として勉学支援サービスを望む意見がみられた。

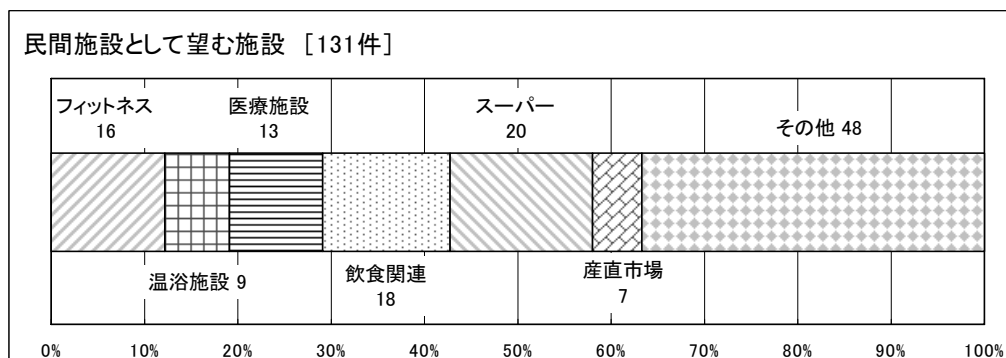


[民間施設として望む施設について]

最も多く寄せられた産直市場を含む物販、特にスーパーの導入を望む意見とともに、飲食関連施設の導入を望む意見も多く寄せられた。それらについては、市内外からの集客を期待する意見があるものの、多くは日常生活の利便性向上からの意見である。

以下、フィットネス等のスポーツ施設、医療施設、温浴施設の順で導入を希望する意見が寄せられた。

なお、その他意見の中には、高齢者用を含む住宅や、書店、映画館、高齢者が気軽に立ち寄れる施設を望む意見がみられた。

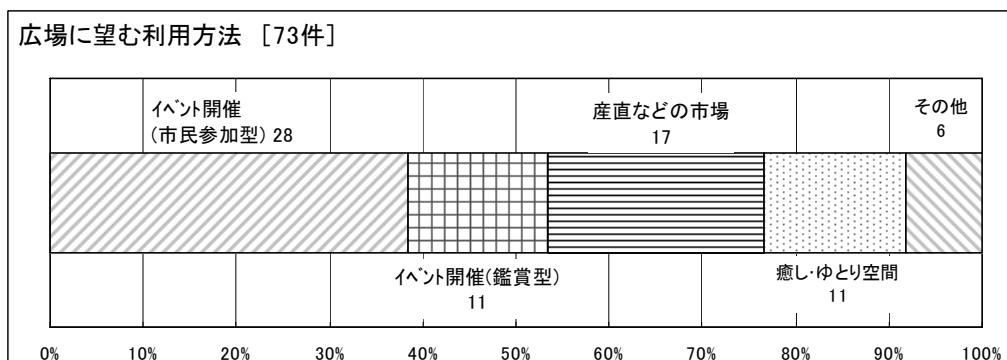
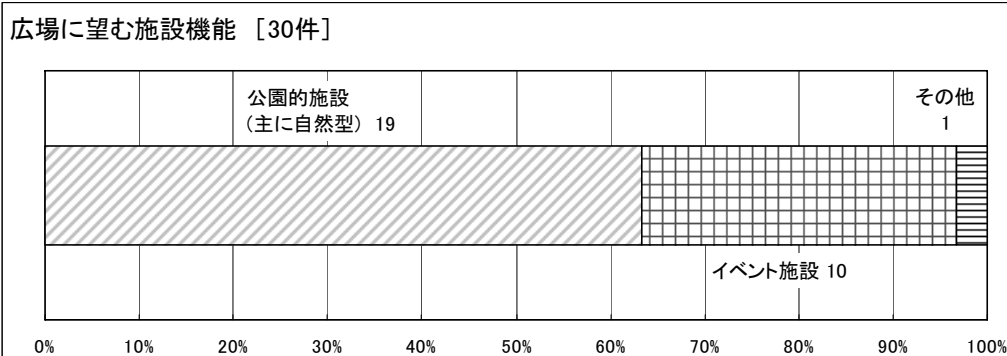


フィットネス	温浴施設	医療施設	飲食関連	スーパー	産直市場	その他
・フィットクラブ ・健康増進施設（子供から高齢者までを対象）	・スーパー銭湯 ・足湯	・医療モールの ・整体的なものの	・オープンカフェ ・レストラン	・スーパー	・産直市場	・住宅 ・映画館 ・本屋 ・ATM ・専門学校

[広場に望む施設機能と利用方法について]

自然環境に配慮した公園的施設で、かつ、イベント開催が可能な施設を望む意見が寄せられた。イベントとしては七夕まつりをはじめとした市民自らが参加するお祭りや、産直市場の開催を望む意見が多く、次いでコンサート等の開催を希望する意見（イベント開催(鑑賞型)）が寄せられたのと同時に、自然環境に配慮された空間・広場であることを望む意見（癒し・ゆとり空間）も寄せられた。

なお、イベント開催が可能な施設としてはステージの設置を望む意見が多く、市民参加型イベントの内容では七夕まつりをはじめとしたお祭りの開催、鑑賞型イベントの内容では野外ライブを含むコンサートの開催を望む意見が見られた。また、癒し・ゆとり空間として樹木・芝生・草花に囲まれた環境を望む意見が目立っている。



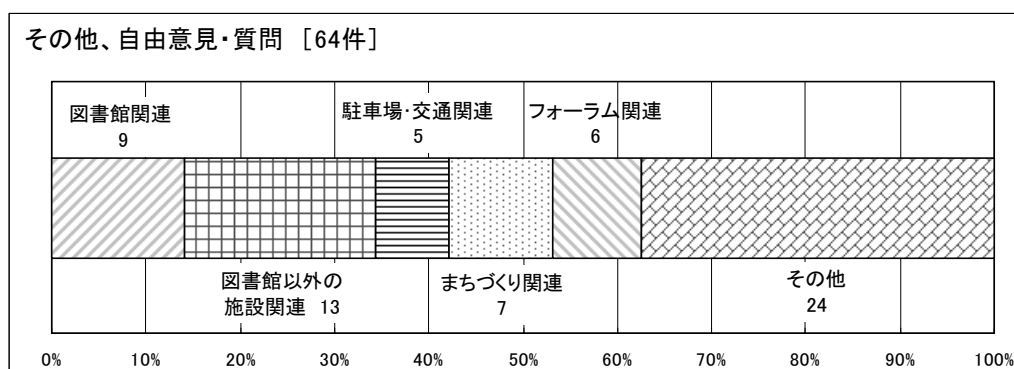
[その他、自由意見・質問について]

公共施設として移転・整備する図書館に関して、市民の理解促進を図ることについて意見（図書館関連）が寄せられた一方で、図書館以外の施設に関しては、市民が交流でき、周辺地域との相乗効果が期待できる施設としての期待も寄せられていることから、全体としては、本事業による公民複合施設に対して、高い関心があることが伺える意見が寄せられている。

まちづくり関連では、本拠点施設の整備だけでなく、拠点施設を核として周辺地域全体を面的に、かつ、継続的な整備を望む意見が寄せられた。

駐車場・交通関連では、あんくるバスを活用した交通機能の充実化を望む意見がそれぞれ寄せられた。

また、その他意見のなかには、事業の実施にあたり、市民意見の反映や、更なる市民に対する説明を望む意見、安城市のシンボルとなるような施設を求める反面、市の財政負担を心配する意見も寄せられた。



(2) 安城市新図書館基本計画(案) 概要

【概要版】

1. 計画策定の趣旨

【目的】

- ◇ 中心市街地拠点施設の機能である「学び・健やか・交わり」のうち、主に「学び」と「交わり」に資する施設として整備を計画している新図書館のあるべき姿、機能、サービス等の具体的検討を行う

【背景】

- ◇ 図書館には生涯学習拠点としての役割が期待されており、従来の図書館サービスの提供に加え、新たな地域・市民ニーズへの対応が必要
- ◇ 安城市中央図書館は、昭和60年の開館以来地域で親しまれてきたが、収容能力やスペースの不足等の問題を抱えており、図書館サービスの向上に向けた改善が必要
- ◇ 中心市街地拠点整備基本計画(素案)において、新図書館は、「学びたい人に情報を提供し、その成果が発揮でき、市民の多様な交流が生まれる拠点」としての役割が望まれている

安城市第2次生涯学習推進計画(H17.3策定)における課題

【現状と課題】

- ◇ 学習や教養を高めるのに必要な図書や資料、情報の収集・整理・提供が必要
- ◇ 図書館サービスの充実が必要
- ◇ 情報化社会の進展に伴う市民の多様なニーズへの対応が必要

【今後の方針】

- ◇ 市民ニーズを的確に把握した計画的な図書資料の収集・保存・提供
- ◇ 市民の幅広い世代のニーズに対応できるサービスの提供
- ◇ 地域の社会的ニーズに応じた幅広いサービス(子育て支援など)の充実
- ◇ 地域の情報提供・発信拠点として、市民が利用しやすいハイブリッド型図書館の充実

安城市図書館推進計画(H18.6策定)における課題

- ◇ 図書館資料の計画的な充実と適正管理の確保
 - ◆ 多様な新刊図書等の迅速な確保
 - ◆ 逐次刊行物の充実
 - ◆ 視聴覚資料の計画的な充実
 - ◆ 郷土・行政資料の充実
 - ◆ ICチップの活用による蔵書管理
- ◇ インターネットによる蔵書検索・予約サービスの充実
 - ◆ 予約サービス範囲の拡大
 - ◆ ウェブデータ更新頻度の拡充
 - ◆ 利用者開放端末の整備充実
- ◇ 長期的な展望に立った蔵書収容能力の充実
 - ◆ 閉架書庫の拡張と空調設備の更新
 - ◆ 図書館分館機能の整備
- ◇ 安城らしい地域電子図書館の構築
 - ◆ インターネット開放端末等の整備
 - ◆ 郷土資料等のデジタル化と連携
 - ◆ 図書館電算システムの拡充更新
- ◇ レファレンスサービスの充実と図書館職員の資質向上
 - ◆ 相談・レファレンス機能の充実
 - ◆ 非基幹業務の委託化の推進
- ◇ 読書の推進と学校図書館との連携強化
 - ◆ 子ども読書活動の推進
 - ◆ 学校図書館との連携強化
- ◇ 市民との協働による図書館運営
 - ◆ 図書館ボランティアの育成
 - ◆ 図書館協議会の充実
 - ◆ 利用者要望を反映した図書館運営
- ◇ 新たな図書館利用者の開拓
 - ◆ 開館日・開館時間の再検討
 - ◆ 広報活動と情報公開の推進
 - ◆ 駐車場の拡張整備
- ◇ 広域図書館行政の推進
 - ◆ 碧海5市の連携強化
- ◇ 数値目標の設定と自己点検・評価及び目標
 - ◆ 国の望ましい基準の早期達成
 - ◆ 数値目標の自己点検・公表と修正

安城市子ども読書活動推進計画(H18.6策定)における課題

- ◇ 子どもの読書環境を整備するための計画的な資料の充実
- ◇ 子どもの読書を推進するためのボランティアの育成と支援の充実
- ◇ 子どもの読書活動を推進するための家庭・地域での読書の啓発

2. 前提条件の整理

現時点での図書館サービスの課題

市民の多様な学習ニーズへの対応の充実

- 本市の図書館サービスの中核拠点としての高度で専門的なサービスの充実
- 高度情報化への対応の充実
- 図書館サービスから阻害されがちな人々への対応の充実
- 市民の多様なニーズに対応可能なスタッフの配置(レファレンス、IT、ビジネス、福祉、多言語等)

地域の課題解決に向けた情報提供・発信の充実

- 少子高齢化、中心市街地の衰退といった地域課題の解決に向けた情報提供の充実
- 地域の自然や歴史、文化、産業、風土、人物、事象等を学ぶ機会の充実

市民参画の場の充実

- 図書館ボランティア活動を通じて自己実現や社会貢献を図ろうとする市民への活動の場や機会の充実
- 市民による地域文化の創造の場の充実

市域全体の図書館ネットワークの充実

- 現図書館の跡利用等を踏まえた図書館サービス網の充実
- 学校図書館、関連施設との連携の充実

国・県の関連施策

【国の施策】

- ◇ 多様化・高度化する生涯学習の支援拠点としての図書館
- ◇ 情報化への対応(電子図書館)
- ◇ 子どもの読書活動の推進
- ◇ 地域の情報拠点としての図書館(課題解決支援)

【県の施策】

- ◇ 生涯学習基盤の整備に向けた関連施設の拡充

中心市街地拠点整備基本計画(素案)(H21.3策定)における課題

【現図書館の課題】

- ◇ 市民ニーズに対応した新たなサービスの展開
- ◇ 蔵書収容能力の限界
- ◇ 1Fの受付カウンターの慢性的な混雑
- ◇ 閲覧席や書架の不足

3. 新図書館の基本方針

中心市街地拠点施設に整備される図書館としての課題

- ◇ 交流の場としての役割
多様な世代・主体が交流・参加する場として、拠点施設として一体性のあるしかけづくりが必要
- ◇ 育成・支援・創造の場としての役割
人・文化・産業を育成する場、市民生活・地場産業をサポートする場、新たな価値を創造発信する場としてのサービスの充実が必要
- ◇ 集客装置としての役割
外部から人を集め、中心市街地へ流入させる場として、魅力あるサービスの充実が必要

【参考】中心市街地(駅前)の図書館の事例の特徴的なサービス

- ◇ 相模原市立橋本図書館マルチメディア情報センター(神奈川県、JR・京王線橋本駅)
 - ◆ 有料データベース(日経テレコン)
 - ◆ ビジネスコンサルティング(NPOに委託)
 - ◆ ビジネス支援コーナー設置
 - ◆ ビジネスレファレンス
- ◇ 静岡市立御幸町図書館(静岡県、静岡鉄道新静岡駅)
 - ◆ ビジネス支援サービス
 - ◆ 多言語サービス
 - ◆ 郷土の産業・企業に関する資料の提供
- ◇ 結城市立ゆきき図書館(茨城県、JR結城駅)
 - ◆ 貸出用ノートパソコン110台(インターネット、DVD閲覧用)
 - ◆ オンラインデータベースの無料提供
 - ◆ 雑誌タイトル数400誌以上

市民ニーズ

アンケート調査概要

- 市民アンケート: 有効回答数757票(有効回答率37.8%)
- 利用者アンケート: 有効回答数933票(有効回答率93.3%)

アンケート結果

・過去1年間に中央図書館もしくは公民館図書室を利用したことがあるとの回答が62.7%(市民)

・図書館利用の目的としては、本の貸出・返却が最も多く(市民76.8%、利用者86.5%)、1回あたりの滞在時間も1時間以内との回答が多い(市民56.6%、利用者55.9%)。しかし、昨年度の利用者アンケートでは、「余暇を楽しむことができ、目的がなくても気軽に立ち寄れる」ことを望む声が多く、滞在型の図書館への要望が見られた。

・新図書館に望むこととしては、利用案内やレファレンスの充実、CD・DVD視聴 端末の設置、インターネット・PC端末の充実、余暇活動関連資料・情報の充実などに対する要望が見られた。

・開館時間については9時を望む回答が多い(市民68.4%、利用61.3%)、閉館時間については、21時、20時、19時のそれぞれへの要望が同程度見られる。ただし、中央図書館及び公民館図書室の利用経験のない市民については、21時の閉館を望むとの回答が最も多い(市民29.1%)。

3. 新図書館の基本方針

【基本コンセプト】

ひと、まち、みどりを育む 学びと情報のひろば

～ 基本コンセプトの意味 ～

ひ と：希望を持ち、互いに助け合い、仲良くふれ合う人々
ま ち：日々の生活を楽しみ、安心して行き交う、うるおいと活力に満ちたまち
みどり：生き物を大切にし、豊かな自然を保ち、環境を大切にした市民活動
育 む：豊かな心や健やかな体の育成による人間力の醸成
学 び：すべての市民における生涯学習の推進
情 報：市内外に向けた情報発信、幅広い情報の交換
ひろば：「安城市民の良識・やさしさ」が集まり、交流し、助け合いながら大きく発展する場

【基本方針】

すべての市民の生涯学習における重要拠点としての機能の充実

本施設をすべての市民の生涯学習における重要な拠点として、資料や情報、学習の場を提供する。また、資料や情報を提供するだけではなく、それらの利用を支援・促進するサービスの提供を図る。

市民自身や地域の課題の発見・解決に資する場としての機能の充実

本施設の資料や情報を活用した学習を通じて、市民が自らの課題や地域の課題に気づき、その解決に取り組むことのできるようなサービスの提供を図る。

市民の自主的な活動の支援及び活動基盤としての機能の充実

中心市街地に立地する公民複合施設という特徴を活かし、各種講座の充実や、自主的なグループ活動を促進するようなサービスの提供を通じて、地域コミュニティや地域文化の醸成に資する市民の交流の場や機会づくりを図る。

図書館サービスの中核としての機能の充実

本市の図書館サービス網の中核として、公民館図書室や学校図書館を支援するとともに、関連機関、市外図書館等と連携・協力・調整することでサービスの充実を図る。

新図書館と公民館図書室との機能分担

新図書館

- ◇ 本市の新たな中央図書館として位置づける
- ◇ 図書館サービス網における中央館として、統括的な機能を持つ
- ◇ すべての市民を対象としたサービスを提供する
- ◇ 公民館図書室との連携や学校図書館への支援を行う

現中央図書館

- ◇ 昭林公民館図書室として位置づける(蔵書収容能力 約5万冊)
- ◇ 併せて新図書館と公民館図書室の資料保存機能を持たせる(蔵書収容能力 既存閉架書庫15万冊、新設閉架書庫約15万冊)

公民館図書室

- ◇ 周辺住民に対して、地域に密着したサービスを提供する

蔵書収容能力の目標設定

人口が同規模(15～20万人)の自治体の中で、貸出密度(市民1人当たりの年間貸出冊数)が全国で第1位の自治体の蔵書冊数を本市の蔵書収容能力に設定することで、図書館サービスのさらなる向上を目指す。

貸出密度が第1位の自治体の蔵書冊数

約1,000千冊

公民館図書室9館及び現中央図書館の跡利用計画における蔵書収容能力

約550千冊

新図書館の蔵書収容能力

約450千冊

4. サービス計画 ～新図書館において想定されるサービス例～

※のついているサービスの実施にあたっては、庁内の関連機関等との連携が必要

資料・情報提供サービス

貸出・返却サービス

- ICタグや自動貸出機等の活用による迅速かつ効率的な貸出・返却処理
- 総合案内的役割のスタッフによる利用案内・利用登録
- 障害者や高齢者に対する宅配サービス
- 視聴覚資料・新聞・雑誌の充実及び複製絵画の提供
- 夜間・休日貸出ボックスの設置

資料・調べもの相談サービス

- 専門の資料・調べもの相談カウンターにおける相談受付
- 総合案内的スタッフの巡回によるアドバイス
- 資料・調べもの相談事例データベース及びテーマ別調べかたの提供
- 関係機関の紹介

予約・リクエストサービス

- 蔵書・貸出・予約状況をインターネット上で確認するサービスの充実
- 図書館ネットワークによる相互協力の活用

閲覧サービス

- 新聞・雑誌の充実
- 視聴覚資料の充実、試視聴が可能な機能の提供
- 個人やグループで学習できる機能の充実
- PCのインターネット接続の充実
- 有料データベースの提供
- 利用者間のつながりや情報交換のしくみの提供

講座・集会・展示・実習サービス※

- 安城市にゆかりのある講座や展示の実施
- 市民活動団体やサークルの活動の場、活動のアピールの場の提供
- 各行政機関と連携した講座や講演会の開催

自己啓発サービス

ビジネス利用支援サービス※

日常のビジネス活動や起業、創業等への支援を図る

- 税制や助成金、商店街の活性化事例等に関する資料・情報の提供
- ビジネス支援相談会や講座等の開催
- 就農支援サービス、行政支援サービスの提供
- 館外で行われるビジネスイベント等に対する資料提供
- 商用データベースの提供及び活用支援

環境学習支援サービス※

第7次安城市総合計画で目指している「環境首都安城」の実現に向け、市民の環境学習の支援を図る

- 身近な分野から環境について考えるきっかけとなる資料・情報の提供
- 教育機関を対象としたエコ教育の講習会の実施
- スローライフに関する講座の開催

健康支援サービス※

中心市街地拠点施設のコンセプト「地域力を育む健康と学びの拠点」を踏まえ、市民の健康増進や適切な医療選択の支援を図る

- 健診サービス等の情報提供、病気等の予防に関する資料提供
- 医療分野のデータベースの提供及び活用支援
- 医療分野のパスファインダー提供、医学専門図書館への紹介
- 闘病記の提供
- 健康支援講座の開催

資料・情報活用支援サービス

乳幼児・児童利用支援サービス※

- 絵本や児童書の充実
- 館内の講習会や講座の参加者に対する託児サービスの提供
- 読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク、ブックスタートの実施
- 読書案内、読書相談の実施
- 学級招待、学校訪問、図書クラブ活動指導等の実施

ヤングアダルト(中高生向け)利用支援サービス※

- 中高生向け資料の充実
- 進路、職業選択の参考となる資料・情報の充実
- テーマ別図書リスト作成、宿題や調べもの学習に対する相談受付
- 自習やグループ学習のための場の提供
- 利用者相互の交流を図るためのサービスの提供

シニア利用支援サービス※

- 大活字本、録音図書等の提供
- 朗読サービス等による読書環境の整備
- 余暇活動に役立つ資料・情報の提供、講座・講演会の開催

障害者利用支援サービス※

- 録音図書、点字図書等の充実
- 対面朗読サービス、点訳サービス、宅配サービスの提供
- 障害者向けの利用案内等の提供

多文化・多言語利用支援サービス※

- 英語及びそれ以外の外国語の図書・新聞・雑誌の充実
- 日本文化や生活習慣を紹介する資料の充実
- 外国語及び日本語の習得に資する資料の充実

まちの魅力発見支援サービス※

特色ある地域資料をデジタル化、保存、公開し、市民がまちを知る機会の充実を図る

- 特別コレクションに関するデジタル情報の公開
- ポスター、リーフレット、雑誌記事、広告等の収集・提供
- 歴史・文化的資産に関するデジタルアーカイブの提供

ボランティア(サポーター)活動支援サービス※

市民との協働による図書館運営を目指し、ボランティア(サポーター)の養成、コーディネートを行うほか、活動の場を提供することで、活動を通じた生涯学習の支援を図る

- ボランティア(サポーター)活動に関する講座の開催
- シニアボランティア、中高生ボランティアの活動支援
- ボランティアコーディネーターの配置
- ボランティア同士のネットワークづくり

【概要版】

5. 資料収集計画 ～収集方針～

- ◇ 図書館サービス網の中核として、多様なニーズに応える資料を収集する
- ◇ 市民が自らの課題や地域の課題を解決することに資する資料を収集する
- ◇ CDやDVD、複製絵画といった幅広い資料を収集する
- ◇ 他の図書館や類縁機関との連携、協力により、効率的に資料を収集する

資料種別	目標点数	(現行実績)
図書（収容能力）	450,000冊	350,000（冊）
購入新聞	40タイトル以上	18（タイトル）
購入雑誌	500タイトル以上	202（タイトル）
C D	10,000点	4,400（点）
D V D	10,000点	3,500（点）
複製絵画	300点以上	0（点）
点字資料（社協と連携）	500タイトル以上	373（タイトル）
録音図書（社協と連携）	1,000点以上	556（点）

6. 施設整備水準の検討

【基本コンセプト】

- ◇ すべての人の利用に配慮した施設づくり
- ◇ 滞在型図書館としての機能整備に配慮した施設づくり
- ◇ 利用者の安全安心に十分配慮した施設づくり
- ◇ 自然環境負荷の軽減に配慮した施設づくり

施設計画の基本要件

計画蔵書数の設定

開架書架：準開架書架：閉架書庫＝6：2：2

目標 収蔵冊数	機能	収蔵 冊数	割合	機能	収蔵 冊数	割合	機能	収蔵 冊数	割合
450千冊	開架書架	270千冊	0.6	一般開架書架スペース	189千冊	0.7	常時開架	360千冊	0.8
				児童開架書架スペース	81千冊	0.3			
	閉架書庫	180千冊	0.4	準開架書架スペース	90千冊	0.5	常時閉架	90千冊	0.2
				閉架書庫	90千冊	0.5			

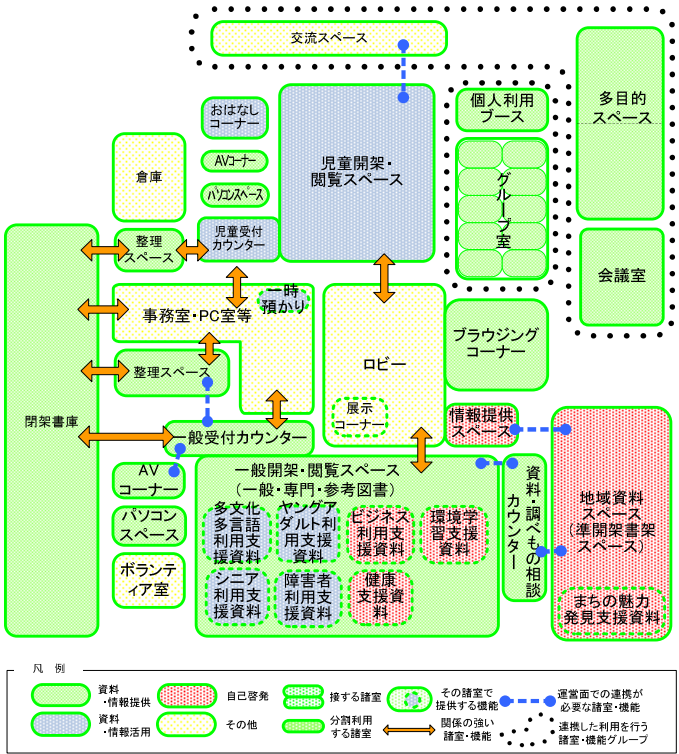
閲覧スペースの設定

一般開架スペース・児童開架スペース：500冊/席

準開架書架スペース：700冊/席

機能	目標設定数			※（現行実績）	
	収蔵冊数	単位	設定数	(収蔵冊数)	(席数)
一般開架書架スペース	189千冊	500冊/席	約380席	(109千冊)	(255席)
児童開架書架スペース	81千冊		約160席	(49千冊)	(32席)
準開架書架スペース	90千冊	700冊/席	約130席		
合計			約670席		(287席)

新図書館の機能相関図



<必要機能空間>

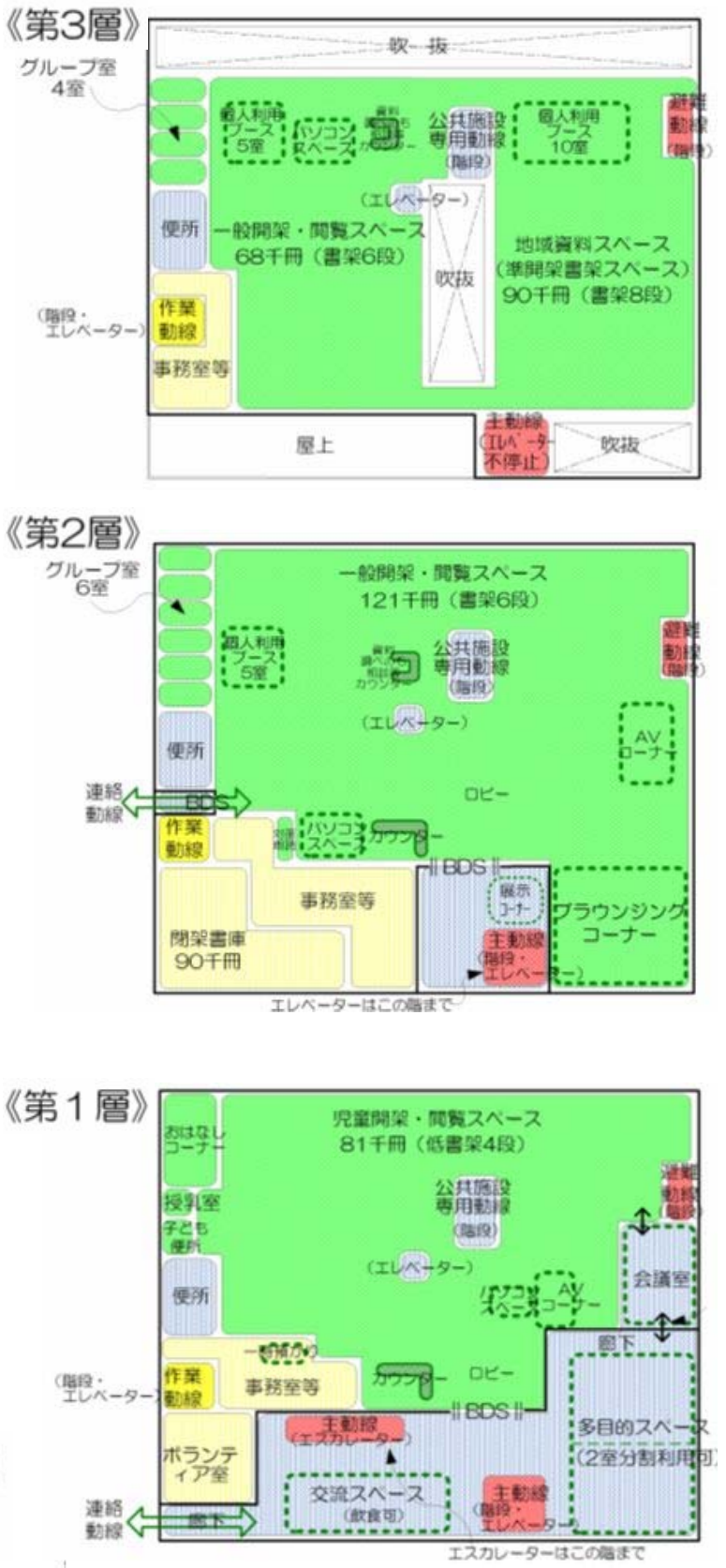
「4 サービス計画」及び「5 資料収集計画」で定めたサービスの提供を実施するためには、公共施設の延べ床面積として、8,100㎡程度の確保が必要

サービス機能(大項目)	機能(中項目)	諸室概要
資料・情報提供	貸出・返却、資料・調べもの相談、予約・リクエスト、閲覧、講座・集会・展示・実習	一般受付カウンター、資料・調べもの相談カウンター、予約・リクエスト受付、一般開架・準開架、閲覧スペース、ブラウジングコーナー、AVコーナー、パソコンスペース、個人利用ブース、グループ室、多目的スペース、会議室、展示室、展示コーナー
資料・情報活用支援	乳幼児・児童利用支援、ヤングアダルト(中高生向け)利用支援、シニア利用支援、障害者利用支援、多文化・多言語利用支援	児童受付・相談カウンター、児童開架、閲覧スペース、おはなしコーナー、一時預かりスペース(事務室内)、対面朗読室
自己啓発	ビジネス利用支援、環境学習支援、健康支援、まちの魅力発見支援、ボランティア(サポーター)活動支援	相談カウンター、地域資料スペース、ボランティア室
事務関係	事務関係、収集・保存	事務室、閉架書庫、整理室
共用部分	交流スペース、共用スペース	交流スペース、ロビー、通路、廊下、階段、便所、授乳室、エレベーター、エスカレーター、機械室など
概略施設規模(㎡)合計		8,100㎡

●：図書館機能部分
●：図書館機能部分（事務関係）
●：共用部分

施設計画イメージ図

※ 中心市街地拠点整備基本計画(案)に基づく現時点でのイメージ



【概要版】

7. 管理運営体制の検討

【基本方針】

- ◇ 利用者に配慮した開館日・開館時間の設定する
- ◇ 多様かつ高度な市民ニーズに対応可能な運営体制とする
- ◇ 市民参加を基本とした施設運営とする
- ◇ サービスの向上かつ効率化に資する管理運営体制とする

＜開館時間帯＞

- 平日は現行の開館時間を拡大し、午前9時～午後8時、休日等は現状と同じ午前9時～午後5時までとすることが望ましい

ただし、拠点施設内に導入が予定される民間施設とのサービス面や運営時間での連携や、拠点施設オープン後における来館者のニーズによって、柔軟に対応することとする

＜開館日数＞

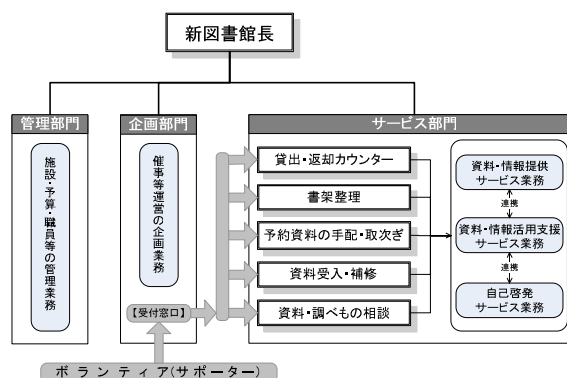
- 「休日の翌日」を現行の休館から開館に変更し、年間300日程度とすることが望ましい
- 休館する曜日については、拠点施設内の他施設及び周辺商店街との調整を図りつつ、利用者の利便性を考慮した上で設定する

＜貸出点数及び期間＞

- 貸出点数及び貸出期間は現行通りとする

＜職員体制＞

- 職員人数(想定)は「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づいて、フルタイム換算で約43人が必要
- 正規職員及び臨時職員等で司書比率80%以上を目標とする
- 市民サービスの向上及び効率的な図書館運営に向け、市民ボランティア(サポーター)の積極的参加を醸成
- 新図書館はボランティア(サポーター)に対する窓口として、その育成・組織化を行い、公民館図書室や学校図書館におけるボランティア活動の支援も行う



＜職員勤務体制＞

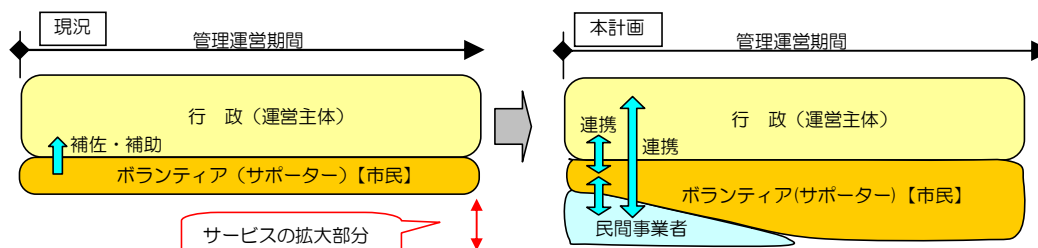
- 時間帯、曜日、季節による利用者数の増減や、イベント等開催による利用者の一時的集中に配慮するなど、混雑状況に応じたスタッフの配置に留意する

＜安全管理体制＞

- 中心市街地に立地する公民複合施設内となり、また、来館者の談話等の場所となるフリースペース、交流スペースの設置を予定していることから、子どもに対する安全対策には特に留意する
- 安全で快適な公共スペースを維持するうえで、職員が積極的に関与するとともに、警備員の配置等についても公民複合施設全体のなかで検討を行う

＜ボランティア(サポーター)による市民参加型図書館の展開のイメージ＞

- 新しいサービスは、運営当初は、そのサービス提供ノウハウに長けた「民間事業者」を運営体制に含め、サービスを提供することも考えられる。
- 将来的に、ボランティア(サポーター)がノウハウを吸収した場合には、ボランティア(サポーター)による運営拡大を図り、市民交流促進が図れる運営体制、市民(利用者)に親しまれる図書館運営を目指すことも可能となる。



(3) 民間事業者ヒアリング（平成20年度）の結果について

■調査目的

- ・ 「地域力を育む健康と学びの拠点」の形成に向けて、民間事業者の参加意欲や各種意見等を聴取することを目的にヒアリング調査を実施した。
- ・ 特に『健康』に関する用途について、民間事業者の意向把握を通じて、その導入可能性を探ることを目的とした。
- ・ また、『健康』に特化せず、本事業用地への進出可能な用途・規模について可能性を探った。
- ・ その他、事業手法等について、意見の聞き取りを行った。

■結果概要

■調査対象企業

開発系企業：7社（下表 A社～G社）、開発系以外の企業：2社（下表 H社、I社）
※ 上記以外の開発系企業（3社）において、ヒアリング依頼時に「遠慮したい」という企業があった。理由として「現在の社会経済情勢が大変厳しい」「当該地での取組みは非常に厳しい」との理由であった。

■調査実施時期

平成20年12月～平成21年1月

表16 ヒアリング結果概要

項目	開発系企業回答							開発系以外の企業回答	
	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社
(1)参加意欲	魅力を感じる 新中央図書館を核とする大きな吸引力があり、公益サービスの充実を中心に民間サービス施設を誘致することが期待できる。	魅力を感じる	魅力を感じる 魅力は感じるが、今後しっかりとした検討が必要。	魅力を感じる	魅力を感じる	魅力を感じる	魅力を感じない	条件によっては入居したい 利用可能なスペース等の条件によっては検討したい。	入居したい
(2)民間施設 用途・規模 ○可能性がある ●可能性が低い	○ 医療・福祉系（クリニックモール等） ○ 学校法人 ● 大規模商業施設	－	○ 住居 ○ 福祉施設 ○ 医療 ○ 飲食 ○ 日用品物販	○ スーパー ○ ドラッグストア ○ コンビニエンスストア ● 家電量販店 ● スポーツクラブ単独	○ スポーツクラブ ○ 温浴施設	○ 高齢者マンション 住宅+スポーツクラブ+物販： 10,000～20,000㎡ 住宅単独：5,000㎡ ● 温浴施設単独	● 商業施設 ● オフィス ● ホテル ● 住居	－	○ 検診（メタボリックシンドローム）に関するテナント
(3)事業手法	定期借地権方式 容積率を最大に消化することを目指す場合、民間床シェアが大きく『PFI方式』はなじまない。『定期借地権方式』が一般的で取り組みやすい。	PFI方式	定期借地権方式 定期借地権方式のみが対応可能。	定期借地権方式	－	定期借地権方式 事業スケジュール（スピード）を考慮すると、定期借地権方式が良い。	定期借地権方式 土地売却方式 行政にテナントとして入居いただくのが適当だろう。PFI方式は難しいだろう。	－	定期借地権方式
(4)その他	中心市街地の起爆剤として「新中央図書館」を軸にした考え方は期待できる。その場合、運営業務は別途で募集することが望ましい。	－	計画実行時期を考慮した事業スケジュール（短期間での実行）が望ましい。現在の想定スケジュールがベスト。	事業性があるかどうか（投資回収できるテナント賃料）が重要である。	－	まちの声（市民、商工会議所）などが重要である。	－	－	－

■結果総評

【参加意欲】ヒアリング回答があった開発系企業は総じて本事業に魅力を感じている。しかし、ヒアリング依頼の電話時に、断りがあった企業も存在していることから、平成21年度の調査において、詳細な確認が必要。
【民間施設（用途・規模）】「健康」に関する用途だけではなく、その他の民間施設についても誘導可能性があるという回答有り。
【事業手法】民間施設を誘導する場合には事業手法として「定期借地権方式」が適していることや、PFI方式の事務手続きが煩雑であること等を理由に、「定期借地権方式」が良いとの回答が多い。